

# 女川宿舎（仮称）整備事業

## 事業者募集要領

令和6年10月

原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房会計部門

## 【 目 次 】

<b>第1 事業の概要</b> ・・・・・・・・・・1	<b>第5 応募の手続き</b> ・・・・・・・・・・7
1 事業の目的	1 公募の方法
2 事業の名称	2 応募の方法
3 事業の内容	3 選定事業者の決定
4 事業の流れ	
5 事業者の業務	<b>第6 その他</b> ・・・・・・・・・・10
6 費用の負担	1 契約に関する事項
7 事業のスケジュール	2 リスクに関する事項
	3 関係法令等
<b>第2 募集の内容</b> ・・・・・・・・・・3	4 その他必要な事項
1 対象宿舍	5 当庁の担当窓口
2 宿舍の整備方針	
3 敷地の基本条件	別表1 調査等業務の内容・・・・・・・・12
4 宿舍の基本条件	別表2 宿舍性能評価の要求性能・・13
5 要求性能水準	別表3 応募書類リスト・・・・・・・・17
6 宿舍等の建設費	別表4 主要リスク分担表・・・・・・・・19
7 宿舍の整備戸数	
	別記 暴力団排除に関する誓約事項・・22
<b>第3 提案内容</b> ・・・・・・・・・・4	参考 予算決算及び会計令（抜粋）・・23
1 提案の範囲	
2 提案の項目	別図1 案内図
	別図2 現況測量図
<b>第4 応募者の要件</b> ・・・・・・・・・・5	別図3 地盤調査報告書
1 共通事項	
2 参加資格要件	

# 女川宿舎（仮称）整備事業 事業者募集要領

## 第1 事業の概要

### 1 事業の目的

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）では、国内に設置されている原子力施設の検査や巡視、トラブル・災害対応を実施するため、立地地域に原子力規制事務所を構えることとしている。原子力規制事務所員に対しては、大規模災害自然災害等及び、緊急事態等の発生に備えた初動体制維持のため、夜間においても原子力規制事務所に30分以内で参集可能である地域に居住することを求めている。

女川原子力規制事務所周辺は宮城県が公表している最新の津波浸水想定図において津波浸水想定区域に指定されたことにより、当該地区の津波浸水想定区域外に省庁別宿舎を新設し、女川原子力規制事務所員の住居場所の確保を目的としている。

### 2 事業の名称

女川宿舎（仮称）整備事業

### 3 事業の内容

本事業は、事業者が当募集要領に基づき整備した宿舎を、規制庁が買い取るものである。なお、本要領及び提出書類説明書（以下「様式集」という。）に記載がない事項は、本要領等に対する事業者からの質問への回答によることとする。

### 4 事業の流れ

- (1) 規制庁は、宿舎の整備に係る提案を公募し、優秀と認められる提案を行った事業者（以下「採択事業者」という。）を採択する。
- (2) 規制庁は、採択事業者との間で、本事業を実施するための基本的な事項に関する協定（以下「基本協定」という。）を締結する。
- (3) 採択事業者は、基本協定に基づき宿舎の設計を行うこととし、設計が完了した後、規制庁の確認（以下「設計確認」という。）を受ける。
- (4) 規制庁は、採択事業者が建築工事着手前までに、採択事業者と宿舎の売買契約を締結し、採択事業者は、当該契約に基づき宿舎を整備する。
- (5) 規制庁は、工事が完了した後、宿舎の買取検査を行い、当該宿舎の引渡しを受ける。

### 5 事業者の業務

本事業において、採択事業者が行う基本的な業務は次のとおりとする。

- (1) 調査（「別表1－調査等業務の内容」を参照。）
  - ・地質調査
  - ・近隣及び電気、電話、ガス、上下水道等に関する必要な調査等

- ・その他必要な調査
- (2) 設計・工事監理
  - ・宿舎の基本及び実施設計
  - ・宿舎の工事監理
  - ・各種申請手続き
- (3) 施工
  - ・宿舎の新築（建築及び建築設備）
  - ・各種申請手続き（住宅瑕疵担保履行法関連等）
  - ・室内の空气中化学物質濃度の測定
  - ・安全確保等の近隣対策
- (4) 建物取引
  - ・宿舎の売買・引渡に関する業務
- (5) その他
  - ・会計検査受検のための資料作成支援等
  - ・その他、本事業において必要となる業務

## 6 費用の負担

本事業における規制庁及び採択事業者の費用負担は次のとおりとする。

### (1) 規制庁の負担

各種調査や手続き、工事費など宿舎の建設・引き渡しに必要な費用を負担する。

### (2) 事業者の負担

規制庁が宿舎を買取るまでの事業実施に要する全ての費用を負担する。

また、会計検査用資料の作成支援費用を負担する。

## 7 事業のスケジュール

本事業の実施期間は、基本協定締結日から規制庁が採択事業者より宿舎等の引き渡しを受けるまでの期間とし、予定スケジュールは以下に示すとおりとする。

なお、宿舎等の引き渡しスケジュールは各採択事業者の提案に基づき決定するが、本事業における規制庁への最終的な引き渡し期限は、令和8年2月27日（金）までとする。

- 確定測量及び地盤調査 （※事前に規制庁にて実施。）
- 募集要領等の公示 令和6年10月 7日（月）
- 説明会の開催 令和6年10月16日（水）13：30～
- 質問書の受付 令和6年10月 7日（月）～令和6年10月21日（月）
- 質問への回答・公表 令和6年10月25日（金）
- 応募表明書の提出 令和6年10月22日（火）～令和6年10月31日（木）
- 提案書の提出期限 令和6年11月29日（金）
- 提案書に関するヒアリングの実施 令和6年12月 上旬
- 選定事業者の決定 令和7年 1月10日（金）
- 基本協定締結 令和7年 1月31日（金）
- 設計確認 令和7年 4月 上旬

○売買契約	令和7年 6月20日(金)
○建築工事	令和7年 7月 1日(月)～令和8年 2月27日(金)
○買取検査	令和8年 2月 上旬
○宿舍の引き渡し	令和8年 2月27日(金)(本事業における最終引き渡し日)

## 第2 募集の内容

### 1 対象宿舍

#### (1) 建設地

宮城県牡鹿郡女川町旭が丘二丁目11-12、16、17

#### (2) 宿舍戸数

1棟6戸

### 2 宿舍の整備方針

本宿舍は、以下の基本方針に沿って整備するものとする。

- (1) 良好な住環境の形成
- (2) 敷地周辺の環境・景観との調和
- (3) 入居者相互のコミュニティの形成
- (4) ランニングコスト低減、脱炭素

### 3 敷地の基本条件

#### (1) 基本事項

宿舍を建設する敷地は、規制庁の所有地であり、工事期間中は採択事業者が無償で貸し付ける。

#### (2) 宿舍内通路

建築基準法上の接道要件を満たすものとする。

#### (3) 用途地域等

- ① 用途地域：第一種低層住居専用地域
- ② その他：建蔽率60%、容積率80%、防火地域指定無し

#### (4) その他

「別図1-案内図」、「別図2-現況測量図」、「別図3-地盤調査報告書」を参照すること。

### 4 宿舍の基本条件

住戸タイプ及び構造は以下を基本とする。

- ① 世帯向けタイプ  
2LDK 延床面積=65㎡ ±5%以内
- ② 構造  
木造

## 5 要求性能水準

規制庁が宿舎に求める性能水準（以下「要求水準」という。）は以下によるほか、「別表2－宿舎性能評価の要求性能」によることとする。

### (1) 基本事項

- ①各住戸の主たる居住室は、十分な日照が確保されること。  
（冬至日で4時間以上の日照を確保することを原則とする。）
- ②屋根及び外壁は、雨水の浸入を防止し、構造方法に応じた防水措置を施すこと。  
（10年以上の保証または当該保証と同等以上の性能を有すること。）
- ③防火性能は、省令準耐火性能以上とするとともに建築基準法の規定を満足すること。

### (2) 宿舎性能等級

住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）に基づく性能表示を行うものとし、「別表2－宿舎性能評価の要求性能」に示す性能を確保すること。

## 6 宿舎等の建設費

宿舎の建設費（税込み）は、165百万円の範囲内で事業者が提案する価格とする。

## 7 宿舎の整備戸数

### (1) 基本事項

宿舎の整備は、全6戸を整備することを原則とする。

### (2) 整備対象

全6戸の宿舎を整備することに対し、採択事業者は、各住戸タイプを提案内容に記載することとする。整備対象については、提案内容等をふまえ、原子力規制委員会原子力規制庁審査委員会（以下「審査委員会」という。）が決定する。

## 第3 提案内容

### 1 提案の範囲

本事業においては、宿舎の供給体制や住まいの提案、宿舎の売買価格、その他本事業に関する独自提案を求め、総合的に評価するものとする。

### 2 提案の項目

#### (1) 宿舎の供給体制に関すること

本事業における宿舎の供給体制等を提案すること。

#### (提案の視点)

- ① 事業の実施体制
- ② 宿舎供給の確実性
- ③ 建設工期の確実性
- ④ リスク管理など事業の実施に必要な事項の配慮
- ⑤ その他、宿舎の供給体制に関する独自提案

## (2) 住まいの提案に関すること

宿舍の品質確保等について提案すること。

また、本要領で示す要求水準等を満たす宿舍の平面図・立面図等を提案することとし、世帯向けタイプの住戸を計画すること。

### (提案の視点)

- ① 宿舍計画及び住戸計画のコンセプト
- ② 宿舍の性能・品質の確保
- ③ 景観や周辺環境との調和に配慮したデザイン
- ④ ライフサイクルコストの低減に資する提案
- ⑤ 環境負荷低減に資する提案
- ⑥ 国産材の活用に関する提案
- ⑦ その他、住まいに関する独自提案

## (3) 売買価格に関すること

応募者は、宿舍の売買価格を上限額の範囲で提案すること。

### (提案の視点)

廉価で要求水準を備えた売買価格

## (4) その他事項に関すること

応募者は必要に応じて、組織のワークライフバランス等の取組及び企業等の賃上げの実施について提案することを可能とする。

## 第4 応募者の要件

### 1 共通事項

#### (1) 応募者の定義

応募者は、以下の要件を満たす単独の事業者（以下「単独事業者」という。）または複数の事業者等（以下「構成員」という）で構成される事業者の連合体（以下「グループ」という。）とし、グループの場合は、応募その他の手続等を代表して行う事業者（以下「代表事業者」という。）を定めるものとする。

#### (2) 役割分担

単独事業者またはグループには、参加資格要件を満たす設計者、工事監理者、施工者、宅地建物取引事業者を配置し、それぞれ適切に役割を分担するものとする。

#### (3) グループの構成員

- ① 応募書類等の受付後は、原則として構成員の変更及び追加は認めないものとする。ただし、規制庁がやむを得ないと認める場合（代表事業者を除く。）は、この限りでない。
- ② 構成員は、他の提案を行うグループの構成員または下請けになることはできないものとする。

#### (4) その他

- ① 関係法令に基づく業務及び営業停止等の処分を受けている者は、応募者にはなれないものとする。
- ② 応募者が、応募書類等の受付日以降に資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として失格とする。ただし、規制庁がやむを得ないと認める場合は、資格要件を欠く応募者の変更等（代表事業者を除く。）により、当該要件を満たすものとする。

## 2 参加資格要件

### (1) 単独事業者

- ① 宮城県に営業所等を置いていること。
- ② 宅地建物取引事業者の免許を有すること。
- ③ 建築工事業の許可を受けていること。
- ④ 元請けとして次の施工実績を有すること。
  - ・住宅の新築工事を年間5棟以上（直近5年間）
- ⑤ 建築士事務所登録を行っていること。
- ⑥ 建築士事務所（元請け）として、次の設計及び工事監理の実績を有すること。
  - ・住宅の新築工事（直近5年間）
- ⑦ 上記⑤及び⑥は、同要件を満たす建築士事務所に委託する場合は不要とする。

### (2) グループ

#### ① 代表事業者

- 1) 宮城県に営業所等を置いていること。
- 2) 宅地建物取引事業者の免許を有すること。
- 3) 建築工事業の許可を受けていること。
- 4) 元請けとして次の施工実績を有すること。
  - ・住宅の新築工事を年間5棟以上（直近5年間）  
（グループとしては年間7棟以上（構成員実績の総和）となる必要がある。）

#### ② 施工を担当する構成員（施工事業者）

- 1) 宮城県に営業所等を置いていること。
- 2) 建築工事業の許可を受けていること。
- 3) 元請けとして次の施工実績を有すること。
  - ・住宅の新築工事を年間5棟以上（直近5年間）
- 4) 上記3)の施工実績は、各構成員が有する実績（各1棟以上）の総和とすることができる。

#### ③ 設計・工事監理を担当する構成員（設計・工事監理事業者）

- 1) 建築士事務所登録を受けていること。
- 2) 次の設計及び工事監理の実績を有すること。
  - ・住宅の新築工事を年間3棟以上（最近5年間）

### (3) その他要件

- ① 予算決算及び会計令（以下「予決算」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同

意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ② 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- ④ 環境省における令和05・06年度一般競争入札参加資格（建設工事等）の「建築工事」又は（測量・建設コンサルタント等）の「建築関係建設コンサルタント業務」に係る認定を受けている者であること。
- ⑤ 事業者募集要領（別記）において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

## 第5 応募の手続き

### 1 公募の方法

#### (1) 募集要領等の公示

- ① 公示日時：令和6年10月7日（月）
- ② 公示方法：原子力規制庁ホームページ（以下「ホームページ」という。）の「調達情報」から「委託契約」>「企画競争・公募等」より件名を選択し、募集要領等のファイルが添付されているので、ダウンロードして入手すること。  
<https://www.nra.go.jp/nra/chotatsu/buppin-itaku/itaku/index.html>

#### (2) 募集要領等への質問

本要領等の記載内容に対する質問の受付及び回答を以下のとおり行うこととする。

- ① 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、「募集要領等に関する質問書」（様式1-1）に記入し、電子メールにて下記提出先に提出すること。
- ② 提出期間：令和6年10月7日（月）～令和6年10月21日（月）（午後5時必着）
- ③ 提出先：本要領第6の5に記載する規制庁の担当窓口とする。
- ④ 回答：質問に対する回答は、令和6年10月25日（金）より、ホームページで随時公表する。

#### (3) 説明会の開催

- ① 開催日程：令和6年10月16日（水）13時30分
- ② 開催場所：〒106-8450  
原子力規制委員会原子力規制庁入札会議室  
東京都港区六本木1丁目9番9号（六本木ファーストビル18階）
- ③ 資料：募集要領等の資料は各自持参のこと。

#### (4) 提案書に関するヒアリングの実施

日時及び場所については事業者と調整の上、令和6年12月4日（水）～令和6年12月9日（月）の間に行う。資料については提案書を使用することを基本とし、追加で資料を用いることも可能とする。

### 2 応募の方法

#### (1) 参加表明

本事業に対する参加の表明は、以下のとおり行うこととする。

①提出方法：本要領に定める様式2-1から様式2-8を正1部、副1部用意し、持参又は簡易書留郵便により提出すること。

②提出期間：令和6年10月22日（火）～令和6年10月31日（木）（当日消印有効、午前9時～正午及び午後1時～午後5時。土・日・祝日を除く。))

③提出先：本要領第6の5に記載する規制庁の担当窓口とする。

## (2) 応募書類の提出

応募者は、提案書等を以下により提出することとする。

①提出方法：本要領に定める様式3-1から様式3-6を正1部、副1部用意し、持参又は簡易書留郵便により提出すること。

②提出期限：令和6年11月29日（金）（当日消印有効、午前9時～正午及び午後1時～午後5時。土・日・祝日を除く。）

③提出先：本要領第6の5に記載する規制庁の担当窓口とする。

## (3) 提出書類

応募者が作成・提出する応募書類は「別表3-応募書類リスト」のとおりとする。

## (4) 応募にあたっての留意事項

### ①募集要領の承諾

応募者は、本要領の記載内容を承諾した上で応募すること。

### ②費用負担等

応募書類の作成及び提出など応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

### ③公正な執行

応募者は、公正に手続きを執行しなければならない。なお、この執行が困難と認められる場合またはその恐れがある場合は、当該応募者を参加させないことがある。

また、後日不正な行為が判明した場合には、契約等を解除することがある。

### ④公募の中止・延期

公募が公正に実施することができないと認められるとき、または災害その他やむを得ない理由がある場合には、公募の実施を延期し、若しくは取り止めることがある。

### ⑤応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- 1) 応募資格がない者による応募
- 2) 代表事業者以外の者による応募
- 3) 応募書類等に虚偽の記載をした者による応募
- 4) 記名のない提案書による応募
- 5) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募
- 6) 応募者及びその代理人が行った2以上の応募
- 7) その他募集に関する条件に違反した応募

## (5) 提案書の取扱い

### ①著作権

本事業に関する提案書等の著作権は応募者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表及びその他、規制庁が必要と認める時には、応募者と協議の上、規制

庁は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

#### ②特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を用いた事業手法、工事材料、施工・維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

#### ③規制庁の提示資料の取扱い

規制庁が提供する資料は、本件公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

#### ④応募書類等の変更禁止

応募書類等の変更はできない。ただし、提案書における誤字等の修正についてはこの限りではない。

#### ⑤使用言語、単位及び時刻

本件公募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

### 3 選定事業者の決定

#### (1) 評価体制

規制庁は、中立かつ公正に事業者を選定することを目的として、規制庁職員等で構成する審査委員会を設置し、応募内容の評価を行った上で、優れた提案と認められる事業者を採択する。

#### (2) 評価方法

本評価は、応募表明書提出時に規制庁が行う参加資格審査のほか、以下の二段階審査方式により実施する。なお、参加資格審査において要件を満たさない場合は、以下の審査は行わない。

##### ①第一次審査

規制庁が、資格要件、基本的事項、売買価格等の適格審査を行い、いずれか1つでも要件を満たしていない場合は、失格とする。

##### ②第二次審査

審査委員会において、宿舍の供給体制等に関する定性的事項及び売買価格等に関する定量的事項の審査を行う。

##### ③事業者の採択

規制庁は、②の審査結果を踏まえて、採択事業者を決定する。

##### ④審査結果の公表

採択結果は、令和7年1月10日（金）までに応募者に文書で通知し、併せてホームページ上で公表する。なお、電話等による問合せは不可とする。

#### (3) その他

規制庁は、応募者が故意に審査委員に接触するなど、不正行為を行ったと認められる場合は、採択対象から除外する。また、本事業における事業者の採択過程において、応募者が無い、あるいは、いずれの応募者も事業目的の達成が見込めない等の理由により、本事業の実施が困難と判断した場合は、事業者を採択せず、その旨を速や

かに公表する。

## 第6 その他

### 1 契約に関する事項

#### (1) 契約に関する協議

規制庁は、提案内容に基づき採択事業者との協議を実施し、事業の実施内容を明確にした上で当該事業者と基本協定及び売買契約を締結するものとする。

#### (2) 基本協定の締結

基本協定は、採択事業者が決定し、事業内容の事前協議を行った後に締結する。

#### (3) 売買契約等の締結

売買契約書の内容は、その締結前であれば、提案内容に応じた文言修正を可能とする。

#### (4) 基本協定、契約書の作成費用

契約内容の検討に係る事業者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用は採択事業者の負担とする。

### 2 リスクに関する事項

#### (1) 基本的考え方

本事業においては、規制庁と採択事業者が様々なリスクを適正に分担し、低廉で良質な住宅が提供されることを優先するものとする。

#### (2) 予想されるリスクと責任分担

一般的なリスクの内容及び規制庁及び採択事業者による分担の考え方は、「別表4－主要リスク分担表」のとおりとする。

### 3 関係法令等

本業務の実施にあたって遵守すべき法令、及び参考基準等は次のとおりとする。

#### (1) 順守すべき法令等

- ・ 建築基準法
- ・ 建築士法
- ・ 都市計画法
- ・ 消防法
- ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 建設業法
- ・ 文化財保護法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 道路法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ・資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- ・地方自治法
- ・官公庁施設の建設等に関する法律
- ・石綿障害予防規則
- ・民法
- ・電波法
- ・宅地建物取引業法
- ・特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律
- ・当庁の定める条例、規則、実施要綱等
- ・その他本事業に関連する法令、都道府県、及び市区町村で定める条例及び規則等

## (2) 参考基準等

- ・官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築木造工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・その他関連する基準・指針等

## 4 その他必要な事項

### (1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、ホームページ等により適宜提供する。

## 5 当庁の担当窓口

本事業に関する当庁の担当窓口は次のとおりとする。

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房会計部門 金井 菜々子

〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル18階

TEL：03-5114-2103

E-mail：kanai\_nanako\_6as@nra.go.jp

## 調査等業務の内容

	調査名	実施内容等	備考
1	地質調査	<p>敷地の土質強度等を的確に把握し、宿舎の基礎構造設計を適切に行うため、次の調査を実施する。</p> <p>①スウェーデン式サウンディング調査 住棟の4隅付近を含め、1棟あたり4箇所以上を調査する。</p> <p>②解析等 上記調査で得られた資料を基に、地質・土質を適切に解析し、報告書として取りまとめて提出する。</p>	
2	室内空気中の化学物質の濃度測定	<p>宿舎の室内空気質は、厚生労働省が公表している濃度指針値以下とすることとし、測定は工事完了後に工事施工者等が実施する。</p> <p>①測定物質</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) ホルムアルデヒド</li> <li>2) トルエン</li> <li>3) キシレン</li> <li>4) エチルベンゼン</li> <li>5) スチレン</li> </ol> <p>②測定箇所数 代表住戸1室で測定する。</p> <p>③その他 採取の条件・方法等は、品確法に基づく評価方法基準による。</p>	

## 宿舎性能評価の要求性能

表示すべき事項		要求性能	備考
1. 構造の 安定に 関すること	1-1. 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止):等級1～3	等級1	
	1-2. 耐震等級(構造躯体の損傷防止):等級1～3	等級1	
	1-3. その他 (地震に対する構造躯体の倒壊防止及び損傷防止)	—	免震建築物 に適用
	1-4. 耐風等級(構造躯体の倒壊防止及び損傷防止): 等級1～2	等級1	
	1-5. 耐雪等級(構造躯体の倒壊防止及び損傷防止): 等級1～2	等級1	多雪区域の み適用
	1-6. 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法: 等級無	—	
	1-7. 基礎の構造方法及び型式等:等級無	—	
2. 火災時の 安全に 関すること	2-1. 感知警報装置設置等級(自住戸等火災時): 等級1～4	等級1	
	2-2. 感知警報装置設置等級(他住戸等火災時): 等級1～4	等級1	※共同住宅 等に適用
	2-3. 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下):等 級1～3	等級1	※共同住宅 等に適用
	2-4. 脱出対策(火災時):等級無	—	戸建は地上 3階以上に 適用
	2-5. 耐火等級(延焼の恐れのある部分(開口部)): 等級1～3	等級1	
	2-6. 耐火等級 (延焼の恐れのある部分(開口部以外)): 等級1～4	等級1	
	2-7. 耐火等級(界壁及び界床):等級1～4	等級1	※共同住宅 等に適用
3. 劣化の軽減 に 関すること	3-1. 劣化対策等級(構造躯体等):等級1～3	等級2	
4. 維持管理 への配慮に 関すること	4-1. 維持管理対策等級(専用配管):等級1～3	等級2	
	4-2. 維持管理対策等級(共用配管):等級1～3	等級1	※共同住宅 等に適用
	4-3. 更新対策(共用排水管):等級1～3	等級1	※共同住宅 等に適用
	4-4. 更新対策(住戸専用部):等級無	—	※共同住宅 等に適用

※「共同住宅等に適用」とは、共用部がある場合に提供することを意味する。

表示すべき事項		要求性能	備考
5. 温熱環境・ エネルギー 消費に 関すること	5-1. 断熱等性能等級:等級1～7	等級4	
	5-2. 一次エネルギー消費量の削減のための対策: 等級1～6	等級4	
6. 空気環境に 関すること	6-1. ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等): 等級1～3	等級3	
	6-2. 換気対策:等級無	-	
	6-3. 室内空気中の化学物質の濃度等:等級無	-	
7. 光・視環境 に关すること	7-1. 単純開口率:等級無	-	
	7-2. 方位別開口比:等級無	-	
8. 音環境に 関すること	8-1. 重量床衝撃音対策:等級1～5	等級1	※共同住宅 等に適用
	8-2. 軽量床衝撃音対策:等級1～5	等級1	※共同住宅 等に適用
	8-3. 透過損失等級(界壁):等級1～4	等級1	※共同住宅 等に適用
	8-4. 透過損失等級(外壁開口部):等級1～3	等級2	
9. 高齢者等 への配慮 に关すること	9-1. 高齢者等の配慮対策等級(専用部分):等級1～5	等級2	
	9-2. 高齢者等の配慮対策等級(共用部分): 等級1～5	等級2	※共同住宅 等に適用
10. 開口部の 侵入防止 対策	10-1. 開口部の侵入防止対策:等級無	-	

※「共同住宅等に適用」とは、共用部がある場合に提供することを意味する。

(参考資料) 宿舎設備の標準整備範囲

宿舎設備の標準整備範囲をまとめたものであり、各設備の整備については、この表による。

【○が記入されている項目を適用する】

宿舎設備の項目		工事 取付	入居者 対応	備 考
玄関	玄関物置	○		
	新聞受け	○		
	玄関網戸		○	
廊下	コンセント	○※		※規模により必要な場合
収納スペース	洋服かけ	○		
	たな板	○		
浴室	浴槽	○		
	風呂ふた		○	
	シャワー	○		
	鏡	○		
	洗面器・ 風呂いす		○	
	給湯器・リモコン	○		
洗面	上部収納	○		
	鏡	○		
	歯ブラシ立て		○	
	タオル掛け	○		
洗濯機置場 ・脱衣場	防水パン	○		
	洗濯機用蛇口	○		
台所	ガスコンロ		○	
	ガスホース		○	
	給湯器リモコン	○		
トイレ	タオル掛け	○		
	紙ホルダー	○		
	暖房便座	○		暖房機能のみ
窓	網戸	○		修繕は入居者負担
	カーテンレール	○		
	カーテン		○	
バルコニー	物干し金物	○		戸建ては外壁面に設置
	物干し竿		○	
	エアコン室外機吊金物		○	インサートは標準取付
外部物置	扉かぎ	○		
	内部照明			原則非設置(配線無)
家具転倒防止	転倒防止金物		○	金物受材は標準取付
照明器具	玄関	○		
	廊下	○		
	トイレ	○		
	洗面・洗濯室	○		

宿舎設備の項目		工事 取付	入居者 対応	備 考
照明器具	浴室	○		
	食事室		○	
	台所	○		
	台所棚下灯	○		
	和室		○	
	洋室		○	
電話	電話用アウトレット	○		
	電話機		○	
	配線	○		電話コンセントまで
テレビ	テレビ(受像器)		○	
	地上波アンテナ	○		
	衛星放送受信アンテナ (BS)		○	配管のみ
	テレビコンセント	○		
	配線	○		
インターネット	機器		○	
	配管	○		情報コンセントまで
	配線(光)		○	
インターホン (住宅情報盤)	機器	○		
	配管	○		
	配線	○		
エアコン	機器		○	
	配管配線		○	
	配管用開口(スリーブ)	○		
	取付部補強	○		
暖房機器	機器		○	
防災無線 ・消火設備	消火器		○	
給湯設備	給湯器	○		風呂追焚機能付
	ガス漏れ警報器		○	
換気扇	24時間換気	○		浴室又はトイレ兼用
	台所換気扇	○		

## 応募書類リスト

## 1. 質問

名 称	様 式
募集要領等に関する質問書	1-1

## 2. 応募資格の適格審査

名 称	様 式
応募表明書	2-1
委任状 ※グループの場合 (商業登記簿謄本(現在事項全部証明書)、印鑑登録証明書の写し)	2-2
応募事業者構成表 (納税証明書(法人税・消費税・法人県民税・法人事業税)の写し)	2-3
応募事業者連絡先一覧表	2-4
資格確認調書(代表(単独)事業者)	2-5
資格確認調書(設計事業者)	2-6
資格確認調書(施工事業者)	2-7
資格確認調書(工事監理事業者)	2-8
令和05・06年度一般競争参加資格審査結果通知書の写し	—

## 3. 提案書

名 称	様 式
提案書提出書	3-1
応募者の適格審査チェックリスト	3-2
住宅供給に関する提案書 ①住宅の供給体制や、住まいに対する提案 ②平面図(1/200~1/300) ・全ての住戸タイプ(各階)を図示すること。 ・室名・床面積等を記載すること。 ③立面図(1/200~1/300) ・全ての住戸タイプ(1面以上)を図示すること。 ・色彩計画等を明示すること。	3-3
売買価格提案書	3-4
資金調達計画書	3-5
従業員への賃金引上げ計画の表明書の写し 注 表明する意思がある事業者のみ提出すること。	3-6
事業工程表(※事業者の書式で提出すること。) 注 各項目の実施期間を実線で明示すること。また、各種申請、検査、工事着手、完了時期等を明示すること。	—
組織のワークライフバランス等の取組に関する認定通知書等の写し	—

(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人 については、その確認通知書の写し) 注 認定を受けている事業者のみ提出すること。	
---	--

## 主要リスク分担表

○：主負担（リスクが顕在化した場合に原則として負担を行う）

△：従負担（リスクが顕在化した場合の負担が主負担に比べて少ない又は限定的に負担）

△※：双方協議

	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			規制庁	事業者	
1 共通	提供情報リスク	募集要領等記載内容の誤り及び変更等	○		
	契約リスク	上記以外の規制庁の事由による契約締結の遅延・中止	○		
		事業者の事由による契約締結の遅延・中止		○	
	応募リスク	応募費用に関するもの		○	
	制 度 関 連 リ スク	政治・行政	本事業に直接的影響を及ぼす規制庁に関わる政策の変更・中断・中止	○	
			事業に関わる法令の変更、新たな規制法の成立	○	
		法制度	上記以外の法令の変更		○
			事業に必要な許認可の取得遅延又は取得困難		○
		許認可	規制庁の事由による事業者の許認可取得の遅延	○	
			消費税の範囲変更及び税率変更等	○	
		税制度	法人の利益や運営に係る税制の新設・変更等		○
			建設期間中に関する税制の新設・変更等		○
			事業に直接的影響を及ぼす税制の新設・変更	○	
			上記以外の法人税の新設・変更等		○
	社 会 リ スク	住民対応	事業者募集要領等に記載されている範囲のもの	○	
			提案内容に係るもの		○
		第三者賠償	業務の実施に起因して第三者に及ぼした損害		○
	環 境 問 題	工事等による騒音・振動・地盤沈下・地下水断絶、大気・水質汚染、臭気、電波障害等に関する対応		○	
		債務不履行リスク	規制庁の債務不履行による中断・中止	○	
			事業者の債務不履行による中断・中止		○
	不可抗力リスク	天災、暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の見込み可能な範囲を超えるもの	○	△	
経 済 リ スク	資金調達	事業の実施に必要な資金調達・確保		○	
	金利	金利変動		○	
発注者責任リスク	要求水準の不備、変更による契約内容の変更		○		
	事業者の指示・判断の不備、契約内容の変更			○	

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			規制庁	事業者
	測量・調査リスク	規制庁が実施した測量・調査に関するもの	○	
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
		地質障害、地中障害物及び埋蔵文化財の発見により新たに必要となった測量・調査に関するもの	○	△
2 宿 舎 整 備	設計変更リスク	規制庁の提示条件の不備、要求水準の変更によるもの	○	
		事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの		○
		規制庁による開発の影響によるもの	○	
	用地の確保リスク	事業用地の確保等に関するもの	○	
		事業用進入路や資材置き場等確保に関するもの		○
	用地の瑕疵リスク	文化財に関するもの	○	
		土壌汚染に関するもの	○	
		上記以外の地質障害・地中障害物その他の予見できないことに関するもの	○	
	工期変更 (工事遅延) リスク	規制庁の指示及び規制庁の責めに帰すべき工期変更、引渡の遅延	○	
		事業者の責めに帰すべき工期変更、引渡の遅延		○
	建設コスト (工事費増大) リスク	規制庁の指示及び規制庁の責めに帰すべき工事費の増大	○	
		上記以外の事業者の責に帰すべき工事費の増大		○
	建設物価変動リスク	建設物価の価格変動に関するもの	△※	△※
	工事監理リスク	工事監理の不備によるもの		○
	住民対応リスク	建設に伴う周辺環境等の変化に係る苦情処理等		○
	警備リスク	設備・原材料の盗難・損傷により費用増加及び遅延が生じたもの		○
	第三者使用に伴う リスク	請負人の使用に関するもの		○
	要求水準未達成リスク	施設完成後、規制庁による検査で発見された要求水準の不適合・施工不良に関するもの		○
	支払遅延・不能リスク	宿舍等整備費の支払の遅延・不能に関するもの	○	
施設損傷リスク	引渡し前に工事目的物や材料などに生じた損傷		○	
瑕疵担保リスク	瑕疵担保期間中に発見された瑕疵又は施設の隠れた瑕疵の担保責任		○	

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			規制庁	事業者
	工事の中止リスク	規制庁の指示による工事の中止	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による工事の中止		○
	安全管理リスク	建設工事中に事故や第三者への損害が生じ、費用増加及び遅延が生じたもの		○
3 そ の 他	事業終了リスク	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等		○

(別記)

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
  - (1) 契約の相手方として不適当な者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(様式1-1)

### 募集要領等に関する質問書

No	資料名	第	該当箇所				質問事項	質問内容
			1	(1)	①	1)		
1	(例) 募集要領	2	2	2	1)		質問項目を記載……	質問内容を記載……
2								
3								
4								
5								
6								

- 注) 1 Microsoft Excel により作成すること。  
2 該当項目の記入にあたっては、数値、記号は半角文字で記入すること。  
3 行が不足する場合には、適宜調整すること。  
4 実施方針等は、該当箇所の順番に並べること。  
5 質問は、各 No.につき1項目とすること。(1つの No.の中に複数の質問を含まないこと。)

女川宿舎（仮称）整備事業

提出書類説明書（様式集）

令和6年10月

原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房会計部門

## 第1 基本事項

本提出書類説明書（様式集）（以下「様式集」という。）は「女川宿舎（仮称）整備事業」（以下「事業」という。）の実施に当たり、応募者が提出書類を作成するために必要な事項及び様式等を示したものである。なお、この様式集は、本事業における募集要領、事業者からの質問に対する回答、原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）が配付するその他の資料と一体のものとして取り扱う。

## 第2 提出書類の作成要領

### 1 提出書類の作成

- (1) 応募者は、以下の事項及び各様式に記載された注意書きに従って本様式集に定める必要書類を作成すること。
- (2) 提出書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとする。

### 2 提出書類の体裁・提出部数

- (1) 提案書等に記載の提案内容は、具体的かつ簡潔な表現とすること。  
なお、必要に応じて、着色や図表・イラスト、概念図等を用いても構わない。
- (2) 提案書等に記載する文字の大きさは、原則10ポイント以上とすること。  
ただし、図表の説明等やむを得ない場合はこの限りでない。
- (3) 提案書等の余白は、左側（綴じ代側）は20mm以上、その他は15mm以上設けること。ただし、様式番号、応募者番号欄、ページ番号等はこの限りでない。
- (4) 提案書等は、A4版・縦使いを原則とし、左側綴じとすること。  
A3版を用いる場合は、横使いとしてA4版に綴じ込むこと。
- (5) 各様式右上の応募者番号欄は規制庁が記載するので、応募者は記載しないこと。
- (6) 提出部数は、正1部、副1部を持参又は簡易書留郵送により提出すること。  
なお、各様式は、Microsoft Word・Excel・Power Point 及びAdobe PDF形式による電子ファイルでも提出すること。（CD・DVD等のディスク媒体により1部提出。）

### 第3 様式集

#### 応募書類リスト

##### 1. 質問

名 称	様 式
募集要領等に関する質問書	1-1

##### 2. 応募資格の適格審査

名 称	様 式
応募表明書	2-1
委任状 ※グループの場合 (商業登記簿謄本(現在事項全部証明書)、印鑑登録証明書の写し)	2-2
応募事業者構成表 (納税証明書(法人税・消費税・法人県民税・法人事業税)の写し)	2-3
応募事業者連絡先一覧表	2-4
資格確認調書(代表(単独)事業者)	2-5
資格確認調書(設計事業者)	2-6
資格確認調書(施工事業者)	2-7
資格確認調書(工事監理事業者)	2-8
令和05・06年度一般競争参加資格審査結果通知書の写し	—

##### 3. 提案書

名 称	様 式
提案書提出書	3-1
応募者の適格審査チェックリスト	3-2
住宅供給に関する提案書 ①住宅の供給体制や、住まいに対する提案。 ②平面図(1/200~1/300) ・全ての住戸タイプ(各階)を図示すること。 ・室名・床面積等を記載すること。 ③立面図(1/200~1/300) ・全ての住戸タイプ(1面以上)を図示すること。 ・色彩計画等を明示すること。	3-3
売買価格提案書	3-4
資金調達計画書	3-5
従業員への賃金引上げ計画の表明書の写し 注 表明する意思がある事業者のみ提出すること。	3-6
事業工程表(※事業者の書式で提出すること) 注 各項目の実施期間を実線で明示すること。また、各種申請、検査、工事着手、完了時期等を明示すること。	—

<p>組織のワークライフバランス等の取組に関する認定通知書等の写し (内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人 については、その確認通知書の写し)</p> <p>注 認定を受けている事業者のみ提出すること。</p>	—
--	---

(様式2-1)

応募者番号：

令和 年 月 日

## 応 募 表 明 書

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

提出者（事業者グループ代表者）

所 在 地：

商号又は名称：

代表者氏名：

連絡担当者

所 属：

氏 名：

電 話 番 号：

E - m a i l：

「女川宿舎（仮称）整備事業」について、募集要領に基づき応募することを表明します。  
併せて、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

※ 提出期間：令和6年10月22日（火）～令和6年10月31日（木）（当日消印有効）

応募者番号：

(様式2-2) ※グループの場合

令和 年 月 日

## 委任状

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

グループ構成員  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名  
担当者所属  
氏名  
電話番号  
E-mail

グループ構成員  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名  
担当者所属  
氏名  
電話番号  
E-mail

グループ構成員  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名  
担当者所属  
氏名  
電話番号  
E-mail

私達は、下記の者に「女川宿舎（仮称）整備事業」に関する次の権限を委任します。  
記

代表事業者（代理人）  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

### 委任事項

- 1 応募書類等の提出に関すること
- 2 当庁との連絡調整等に関すること

- ※1 全事業者の商業登記簿謄本（又は現在事項全部証明書）を添付すること。  
※2 グループ構成員の欄が不足する場合は、複写のうえ連続して記入すること。（複数頁可）

(様式2-3)

## 応募事業者構成表

### 1 設計事業者

(役割) 設計業務	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	

### 2 施工事業者

<b>【代表】構成員①</b> (役割) <input type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械 <input type="checkbox"/> その他	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
構成員② (役割) <input type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械 <input type="checkbox"/> その他	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
構成員③ (役割) <input type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械 <input type="checkbox"/> その他	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
構成員④ (役割) <input type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械 <input type="checkbox"/> その他	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
構成員⑤ (役割) <input type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械 <input type="checkbox"/> その他	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
構成員⑥ (役割) <input type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 機械 <input type="checkbox"/> その他	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	

### 3 工事監理事業者

構成員 (役割) 工事監理業務	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	

### 4 建物取引事業者 (上記2の再掲)

<b>【代表】構成員</b> (役割) 住宅等売買業務	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	

- ※1 グループの代表者(構成員①)を含む全ての構成員について記載すること。
- ※2 欄が不足する場合は、複写のうえ記入すること。(複数頁可)
- ※3 施工事業者の「役割」の欄は、該当する工種(複数可)の□を塗りつぶすこと。
- ※4 全事業者の納税証明書の写し(最新のものを)を添付すること。

(様式2-4)

### 応募事業者連絡先一覧表

代表事業者	商号又は名称	
	担当者名	
	所属	
	所在地	
構成員①	電話番号	
	FAX番号	
	電子メールアドレス	
構成員②	商号又は名称	
	担当者名	
	所属	
	所在地	
	電話番号	
	FAX番号	
構成員③	電子メールアドレス	
	商号又は名称	
	担当者名	
	所属	
	所在地	
	電話番号	
構成員④	FAX番号	
	電子メールアドレス	
	商号又は名称	
	担当者名	
	所属	
	所在地	
構成員⑤	電話番号	
	FAX番号	
	電子メールアドレス	
	商号又は名称	
	担当者名	
	所属	

※ 欄が不足する場合は、複写のうえ記入すること。(複数頁可)

(様式2-5)

## 資格確認調書（代表（単独）事業者）

### 1 基本要件

#### （1）建物取引事業者に関する資格の確認

商号又は名称			適・否
所在地			
宅地建物 取引業者	免許証番号		
	免許年月日		
	代表者氏名		
専任の 取引主任者	氏名		
	登録番号		

※1 適否欄は参加者がチェックすること

※2 宅地建物取引業者免許証の写しを添付すること

#### （2）設計業者に関する資格の確認

様式2-6 1に記載すること。（設計事業者となる場合のみ。）

#### （3）施工事業者に関する資格の確認

様式2-7 1に記載すること。

### 2 主要業務の実績

#### （1）設計業務の実績

様式2-6 2に記載すること。（設計事業者となる場合のみ。）

#### （2）施工業務の実績

様式2-7 2に記載すること。

(様式2-6)

## 資格確認調書（設計事業者）

### 1 基本要件

商号又は名称			適・否
所在地			
建築士事務所 登録	級別		
	登録番号		
代表者名			
管理建築士名			—
建築士在籍数	一級		
	二級		

### 2 主要業務の実績

- ・最近5年間の間に元請けとして受注した住宅新築工事に関する設計業務の実績を記入（3棟以上）すること。

1	業務名				適・否
	工事場所				
	建築主名				
	延床面積	m <sup>2</sup>	階数		
	業務期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	
	備考				
2	業務名				適・否
	工事場所				
	建築主名				
	延床面積	m <sup>2</sup>	階数		
	業務期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	
	備考				
3	業務名				適・否
	工事場所				
	建築主名				
	延床面積	m <sup>2</sup>	階数		
	業務期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	
	備考				

- ※1 適否欄は参加者がチェックすること。
- ※2 建築士事務所登録通知書の写しを添付すること。
- ※3 必要に応じ適宜記入欄を追加すること。

(様式2-7)

## 資格確認調書（施工事業者）

### 1 基本要件

商号又は名称			適・否
所在地			
建設業許可	業種		
	許可番号		
代表者名			

### 2 主要業務の実績

- ・最近5年間の間に元請けとして受注した住宅新築工事の実績を記入すること。  
(5棟/年以上が必要。最も実績の多い年(12ヶ月間)で可。)
- ・グループの場合は、各構成員の実績(1棟/年以上必要)の総和で5棟/年(最も実績の多い年(12ヶ月間)で可)以上とすることができる。

1	工事名				適・否
	所在地				
	建築主名				
	延床面積	m <sup>2</sup>	階数		
	工事期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	
	施工者				
2	工事名				適・否
	所在地				
	建築主名				
	延床面積	m <sup>2</sup>	階数		
	工事期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	
	施工者				
3	工事名				適・否
	所在地				
	建築主名				
	延床面積	m <sup>2</sup>	階数		
	工事期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	
	施工者				
4	工事名				適・否
	所在地				
	建築主名				
	延床面積	m <sup>2</sup>	階数		
	工事期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	
	施工者				

- ※1 適否欄は参加者がチェックすること。  
 ※2 建築工事業許可通知書の写しを添付すること。  
 ※3 必要に応じ適宜記入欄を追加すること。

応募者番号：

(様式2-8)

## 資格確認調書（工事監理事業者）

### 1 基本要件

商号又は名称			適・否
所在地			
建築士事務所 登録	級 別		
	登録番号		
代表者名			—
管理建築士名			
建築士在籍数	一 級		
	二 級		

### 2 主要業務の実績

- ・最近5年間の間に元請けとして受注した住宅新築工事に係る工事監理業務の実績を記入すること（3棟以上の記入で可）。

1	業 務 名				適・否
	工事場所				
	建築主名				
	延床面積	m <sup>2</sup>	階数		
	業務期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	
	備 考				
2	業 務 名				適・否
	工事場所				
	建築主名				
	延床面積	m <sup>2</sup>	階数		
	業務期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	
	備 考				
3	業 務 名				適・否
	工事場所				
	建築主名				
	延床面積	m <sup>2</sup>	階数		
	業務期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	
	備 考				

※1 適否欄は参加者がチェックすること。

※2 建築士事務所登録通知書の写しを添付すること。

応募者番号：

(様式3-1)

## 提案書提出書

令和 年 月 日

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

提出者（グループ代表者）

所在地：

商号又は名称：

代表者氏名：

連絡担当者

所属：

氏名：

電話番号：

E-mail：

「女川（仮称）宿舎整備事業」について、募集要領に基づき別添のとおり提案書を提出します。

## 応募者の適格審査チェックリスト

項目		確認事項	チェック欄	
			提出者	当庁
供給能力	住宅供給体制	予定戸数を供給する体制は十分か。		
	引渡し期日	令和8年2月27日までに引渡し可能か。		
	資金調達	自己資金及び銀行等からの融資など、事業中の資金調達が適切に計画されているか。		
要求性能等	敷地	基本条件等を遵守した内容となっているか。		
	住宅	基本条件等に沿った内容となっているか。		
		要求水準を満たす計画となっているか。		
		住戸タイプの条件を満たしているか。 ・世帯向けタイプ (65 m <sup>2</sup> ±5%以内) ・構造：木造		
その他	要求性能等を満たした平面図・立面図・提案書が作成されているか。			
価格	住宅等の売買価格	募集要領で示した建設費以下となっているか。		
その他	関係法令への適合	建築基準法等関係法令の規定に対して、重大な不適合箇所がないか。		
	その他	募集要領で示したその他の条件に対して、重大な不適合箇所がないか。		

※提出者チェック欄は、応募者自身が要件を満たしているかを確認した上で、○を記すこと。

(様式 3 - 3)

## 住宅供給に関する提案書

(注意事項)

- ・ A 3 版 1 0 枚程度（片面使用・横書き）で自由記入とする（別途、表紙、目次、図面一式（面積表、仕上げ、平立断、パース、等））。
- ・ 記載する主文字の大きさは原則として 1 0 ポイント以上とする。
- ・ 供給体制や住まいに関する提案とともに、平面図・立面図を記載すること。
- ・ 各事業者の独自提案を記載し、図面等と一体的・効果的に提案内容をアピールすること。
- ・ 提案内容は、できる限り箇条書きで簡潔明瞭に記載すること。
- ・ 提案の項目・視点は、本要領第 3 を参照すること。

※本様式の作成に当たっては、この注意事項の欄を削除すること。

応募者番号：

(様式3-4)

## 売買価格提案書

事 項	提案価格（円）（消費税込み）	備 考
建設費		住宅本体、住宅用火災報知器、電力引き込み柱、地質調査、住宅性能評価手数料、その他各種申請等手数料、住宅瑕疵担保保険に係る必要経費を含む。

※提案価格には、消費税を含む。

※必要に応じ適宜記入欄を追加すること。

(様式3-5)

## 資金調達計画書

(単位：円)

事業資金 調達内訳 (円)	事業費総額	
	自己資金	
	借入金	
	その他	
	合 計	
上記借入金 調達予定先 ①	所在地	
	商号又は名称	
	調達予定額	
	担当者 (役職等)	
	電話番号	
上記借入金 調達予定先 ②	所在地	
	商号又は名称	
	調達予定額	
	担当者 (役職等)	
	電話番号	
上記借入金 調達予定先 ③	所在地	
	商号又は名称	
	調達予定額	
	担当者 (役職等)	
	電話番号	
上記借入金 調達予定先 ④	所在地	
	商号又は名称	
	調達予定額	
	担当者 (役職等)	
	電話番号	
上記借入金 調達予定先 ⑤	所在地	
	商号又は名称	
	調達予定額	
	担当者 (役職等)	
	電話番号	

- ※1 調達予定先が2以上ある場合には、適時行を追加して記載すること。(複数頁可。)
- ※2 自己資金については、預金残高証明等、自己資金残高を示すものを本様式に添付すること。
- ※3 採択事業者については、基本協定に先立ち資金調達予定先からの融資承諾書の提出を求める。  
また、審査段階で、調達予定先への確認を行うこと。

応募者番号：

(様式3-6)

【大企業用】

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度(令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度)(又は○年)において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度(又は対前年)増加率3%以上とすることを

表明いたします。

※下線部はいずれかを選択して記載

従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

(住所を記載)

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

※従業員代表等の押印省略は不可とする。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業者当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

2. 暦年により賃上げを表明した場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。

3. 上記1.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。

4. 上記3.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

5. 「従業員代表」及び「給与又は経理担当者」の権限等を示す書類を添付すること。

応募者番号：

(様式3-6)

【中小企業等用】

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度(令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度)(又は○年)において、給与総額を対前年度(又は対前年)増加率1.5%以上とすることを

表明いたします。

※下線部はいずれかを選択して記載

従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

(住所を記載)

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

※従業員代表等の押印省略は不可とする。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業者当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

2. 暦年により賃上げを表明した場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。

3. 上記1.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。

4. 上記3.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

5. 「従業員代表」及び「給与又は経理担当者」の権限等を示す書類を添付すること。

女川宿舎（仮称）整備事業

提案書審査基準

令和6年10月

原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房会計部門

## 【目次】

第 1	総則	1
第 2	審査方法・体制	1
1	審査方法	
2	審査体制	
3	審査手順	
第 3	審査の項目・基準・配点	2
1	参加資格評価	
2	第 1 段階評価	
3	第 2 段階評価	
第 4	採択事業者の決定	4
第 5	審査委員会	4

## 女川宿舎（仮称）整備事業 提案書審査基準

### 第1 総則

本提案書審査基準（以下「審査基準」という。）は、女川宿舎（仮称）整備事業提案書審査委員会が実施する女川宿舎（仮称）整備事業（以下「事業」という。）において、契約の相手方となる事業者（以下「事業者」という。）を審査・採択するための方法・基準等を示すものである。

### 第2 審査方法・体制

#### 1 審査方法

事業者より提出された提案書等については、本審査基準に基づき、住宅の供給体制、住まいの提案、売買価格等を総合的に審査し、採点の高い事業者を採択（以下「採択事業者」という。）するものとする。

#### 2 審査体制

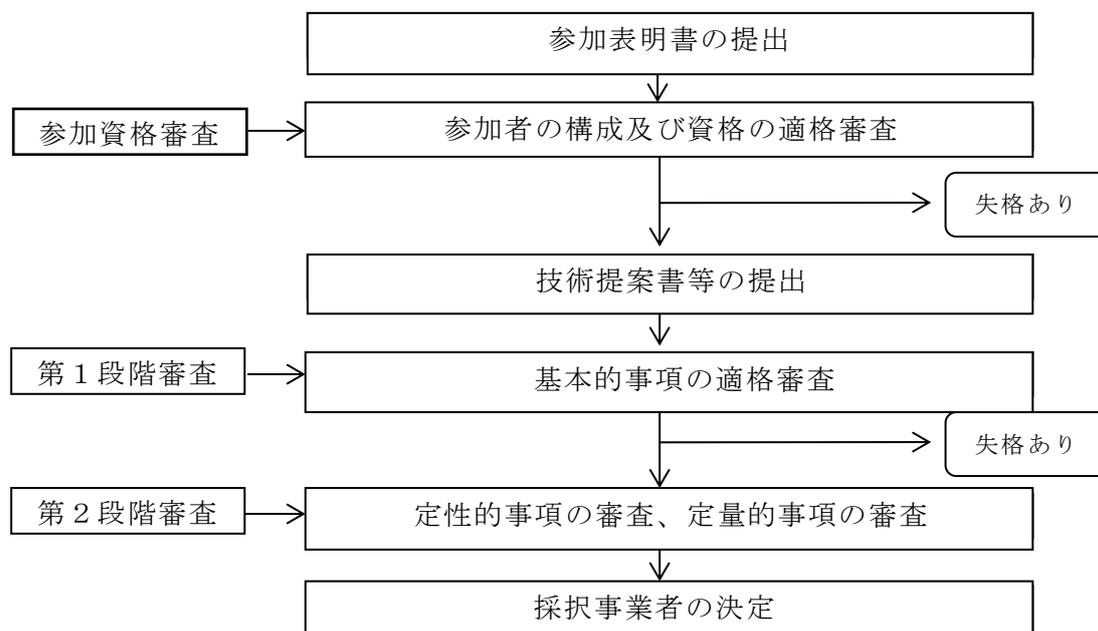
提案内容の審査にあたっては、事業者から提出された提案書等の審査及び事業者の採択を行う、提案書審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設けることとし、その詳細を第5に定める。

#### 3 審査手順

本審査は、参加資格審査、第1段階審査、第2段階審査に分けて実施する。

参加資格審査及び第1段階審査は、規制庁の事務局が審査するものとし、第2段階審査は、審査委員会において審査する。

なお、参加資格審査又は第1段階審査において、必要な要件等を満たしていない場合は失格とする。



### 第3 審査の項目・基準・配点

#### 1 参加資格審査

「女川宿舎（仮称）整備事業」事業者募集要領（以下「要領」という。）第4の2に定める参加資格要件を審査し、一つでも要件を満たさない事業者は失格とする。

#### 2 第1段階審査

第1段階は次の項目を審査し、失格となった提案は第2段階審査を実施しない。

##### （1）基本的事項の適格審査

次の項目を審査し、一つでも要件を満たさない事業者は失格とする。

- ①要領に定める住宅の要求性能等を満足していること。
- ②建築基準法等関係法令の規定に関して、重大な不適合箇所がないこと。
- ③その他、事業の基本的な部分に関して、重大な不適切箇所がないこと。

##### （2）売買価格等の適格審査

住宅の売買価格が要領に示す建設費（上限額）を超えているときは失格とする。

#### 3 第2段階審査

第2段階では、以下に示す審査方法・項目・配点に基づき実施するものとし、審査委員の採点の合計により採択する。

- ①定性的事項 75点
- ②定量的事項 20点
- ③その他事項 5点

（合計100点）

##### 3—1 定性的事項の審査（75点）

定性的事項の審査は、（表—1）に示す審査項目に対する得点を決定する。

（表—1）定性的事項に関する審査項目と配点

審査項目	審査の視点	配点
1 住宅の供給体制	① 事業の実施体制（4点） ② 住宅供給の確実性（4点） ③ 建設工期の確実性（4点） ④ リスク管理など事業の実施に必要な事項の配慮（4点） ⑤ その他、住宅の供給体制に関する独自提案（4点）	20

2 住まいの 提案	① 宿舎計画及び住戸計画のコンセプト（5点） ② 宿舎の性能・品質の確保（15点） ③ 景観や周辺環境との調和に配慮したデザイン（5点） ④ ライフサイクルコストの低減に資する提案（10点） ⑤ 環境負荷低減に資する提案（10点） ⑥ 国産材の活用に関する提案（5点） ⑦ その他、住まいに関する独自提案（5点）	55
合 計		75

### 3—2 定量的事項の審査（20点）

定量的事項の審査は、基準配点を20点とし、以下により住宅の売買価格を審査する。

（表－3）定量的事項に関する審査項目と配点

審査項目	審査の視点	配点
1 住宅の 売買価格	廉価で要求水準を備えた売買価格	20
合 計		20

#### （1）売買価格

##### ①算出方法

売買価格が最も低いものを1位とし、その配点を20点（ $B_2$ ：満点）とした上で、2位以下の配点は、1位となった最低価格との比率（ $C_2/D_2$ ）を考慮し、下記計算式により算出する。

##### ②計算式

$$A_2 = B_2 \times (C_2 / D_2)$$

$A_2$ ：売買提案価格に対する得点（点）

$B_2$ ：配点（1位の売買提案価格への配点＝20点）

$C_2$ ：1位の売買提案価格（最低価格）（円）

$D_2$ ：2位以下となる売買提案価格（円）

### 3—3 その他事項の審査（5点）

その他事項の審査は、（表－4）に示す審査項目に対する得点を決定する。

（表－4）その他事項に関する審査項目と配点

審査項目	審査の視点	配点
1 組織の ワークライ フバランス	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年	3

等の取組	の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等）を受けていること。 ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。	
2 企業等の貸上げの実施	貸上げの実施を表明していること。	2
合計		5

#### 第4 採択事業者の決定

##### (1) 決定方針

採択事業者は、採点の最も高い者に決定する。

#### 第5 審査委員会

- 1 審査委員会は、以下の委員により構成する。
  - ①原子力規制庁次長
  - ②原子力規制庁長官官房参事官（会計担当）
  - ③原子力規制庁長官官房会計部門経理調査官
  - ④原子力規制庁長官官房人事課企画調整官（地方事務所担当）
  - ⑤女川原子力規制事務所長
- 2 審査委員会の委員長は、原子力規制庁次長とする。
- 3 審査委員会の事務局は、原子力規制庁長官官房会計部門国財物品班とする。
- 4 事務局は、提案書等を審査する必要があるときは、委員長に委員会の開催を要請する。
- 5 委員長は、各委員に委員会への出席を要請し、委員は、当該要請に応じて委員会に出席する。
- 6 審査委員会は、委員の過半の出席をもって成立するものとする。
- 7 委員長は、委員会の議事進行を行う。
- 8 委員長は、やむを得ない事情で委員会に出席できないときは、原子力規制庁長官官房参事官（会計担当）に委員長の任を委任することができる。
- 9 事務局は、参加者の構成及び資格、基本的事項その他の提案事項に関して、事前に応募者毎のとりまとめを行い、委員会に報告する。
- 10 審査委員会は、出席した委員の過半の同意により、基本的事項、定量的事項、定性的事項及びその他事項の審査項目を確定し、審査基準に基づき、事業者を審査・採択する。
- 11 その他、審査委員会の運営等にあって必要な事項は、委員長が委員に諮って決定する。

# 案内図





# 現況測量図 S = 1:200

所在・地番 牡鹿郡女川町旭が丘二丁目11-12,11-16,11-17

作製年月日 令和 6年 9月 27日

座標求積表 (世界測地系・測地成果2011)

地番	11-12		
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
P14	-173682.256	52151.278	-812464.759962
P5	-173698.706	52150.295	-901887.201730
P29	-173699.550	52165.247	812682.383013
P30	-173683.127	52166.214	902162.504916
	倍面積	492.926237	
	面積	246.4631185	
	地積	246.46 m <sup>2</sup>	
	坪数	74.55	

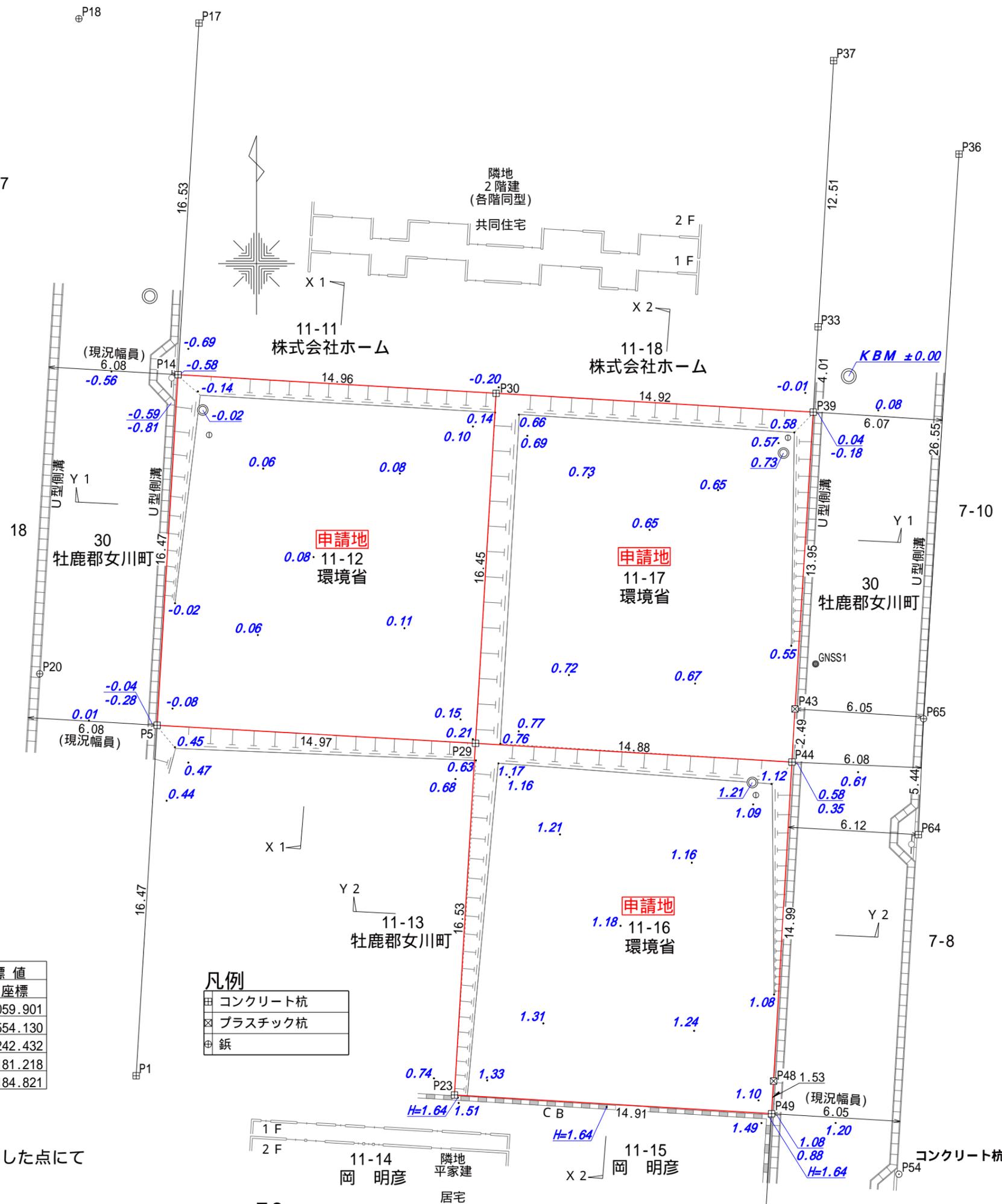
地番	11-16		
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
P29	-173699.550	52165.247	-814925.488634
P23	-173716.053	52164.257	-906823.443688
P49	-173716.934	52179.150	33968.626650
P48	-173715.402	52179.244	861114.063732
P44	-173700.431	52180.106	827159.040312
	倍面積	492.798372	
	面積	246.3991860	
	地積	246.39 m <sup>2</sup>	
	坪数	74.53	

地番	11-17		
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
P30	-173683.127	52166.214	-810610.799346
P29	-173699.550	52165.247	-902667.434088
P44	-173700.431	52180.106	83957.790554
P43	-173697.941	52180.251	856799.721420
P39	-173684.011	52181.108	773010.933912
	倍面積	490.212452	
	面積	245.1062260	
	地積	245.10 m <sup>2</sup>	
	坪数	74.14	

基準点		基準点の名称及び座標値		
測地系	種別	点名	X座標	Y座標
世界測地系・測地成果2011	電子基準点	女川	-171979.468	53059.901
世界測地系・測地成果2011	電子基準点	S石巻牧浜	-181417.953	52554.130
世界測地系・測地成果2011	電子基準点	M牡鹿	-177612.781	61242.432
世界測地系・測地成果2011	測量多角点	GNSS1	-173695.829	52181.218
世界測地系・測地成果2011	測量多角点	GNSS2	-173632.933	52184.821

スタティック法により観測

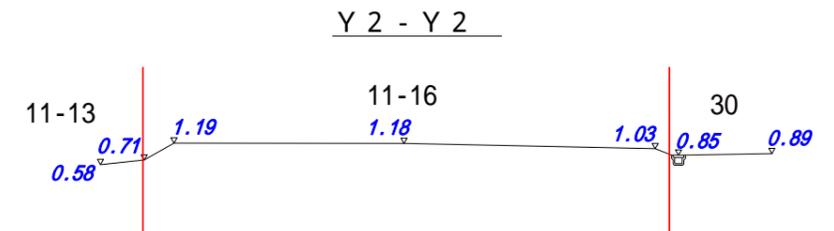
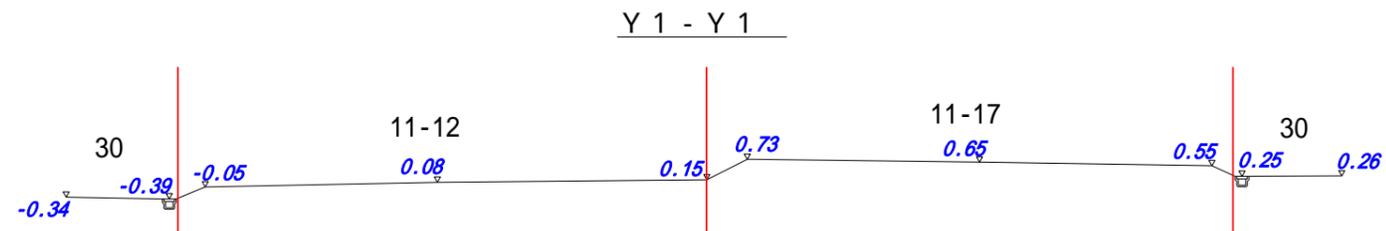
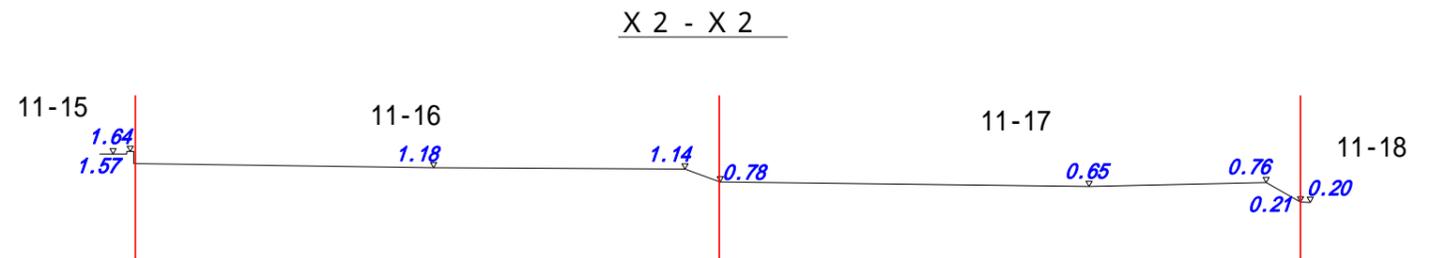
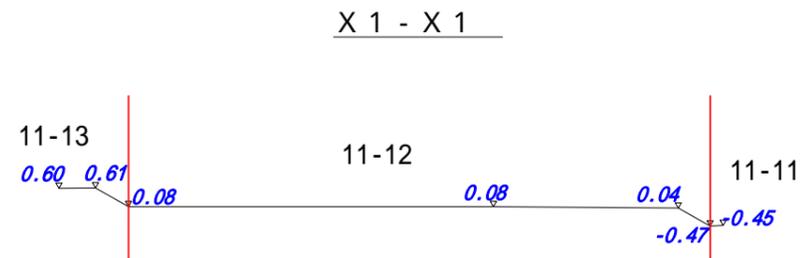
本平面図における区画は、現況及び公図等の資料にもとづき仮設した点にて作製したものであり境界を確定させるためのものではありません。



# 敷地断面図 S = 1:200

所在・地番 牡鹿郡女川町旭が丘二丁目11-12,11-16,11-17

作製年月日 令和 6年 9月 27日



本平面図における区画は、現況及び公図等の資料にもとづき仮設した点にて作製したものであり境界を確定させるためのものではありません。

# 女川町有地地盤調査

## 地盤調査報告書

令和6年9月

 東北パワーリンク株式会社

## 目 次

1. 業務概要	1
2. 業務方法	5
3. 地形・地質概要	6
3.1 地形概要	6
3.2 地質概要	8
4. スクリューウエイト貫入試験結果	9
5. 長期許容支持力度の算出	17
6. 支持層および基礎形式	23
7. 設計・施工上の留意点	26

### ◀ 巻末資料 ▶

- スクリューウエイト貫入試験結果
- 現場記録写真

## 1. 業務概要

### 1) 業務名

女川町有地地盤調査

### 2) 業務場所

宮城県牡鹿郡女川町旭が丘2丁目11-12, 17(2区画)

(調査地案内図を図1.1、試験地点位置図を図1.2に示す。)

### 3) 業務期間

令和6年7月4日～令和6年9月30日

### 4) 業務目的

本調査は、計画建築物の基礎構造設計に必要な地盤情報を得ることを目的とした。

### 5) 業務数量

業務の内容および数量を表1.1に示す。

表 1.1 業務数量表

業務内容	細目	単位	数量	
			当初	実施
スクリーウエイト 貫入試験 (旧 スウェーデン式 サウンディング試験)	SW-1	m	8.00	5.30
	SW-2		8.00	6.04
	SW-3		8.00	4.85
	SW-4		8.00	6.73
	SW-5		8.00	5.74
	合計		40.00	28.66
調査報告書作成	資料整理とりまとめ	業務	1	1
	断面図作成		1	1
	電子成果品作成		1	1
打合せ協議	着手時, 納品時	業務	1	1
写真撮影		式	1	1

6) 適用基準等

- ① 「地質調査業務」特記仕様書
- ② 地盤調査の方法と解説 (社団法人 地盤工学会)
- ③ JIS A 1221 スクリューウエイト貫入試験方法 (旧スウェーデン式サウンディング試験方法)  
(日本産業規格)
- ④ その他関係法令及び規則、基準、図書等

7) 発注者

原子力規制委員会 原子力規制庁 長官官房 会計部門

8) 受注者

東北ボーリング 株式会社

〒984-0031

宮城県仙台市若林区六丁目字南 12 番先 8 街区 8 画地

TEL 022-288-0321 FAX 022-288-0318

作業主任者 (総括): 館山 省吾 (地質調査技士)

現場代理人 (資料整理): 永瀬 望 (地質調査技士)

担当技術者 (現場管理): 五安城 達人



図 1.1 調査地案内図 (S=1/25,000)

○ : 調査地

【出典 ; 国土地理院発行 25,000 分の 1 電子国土基本図を一部抜粋・加筆】

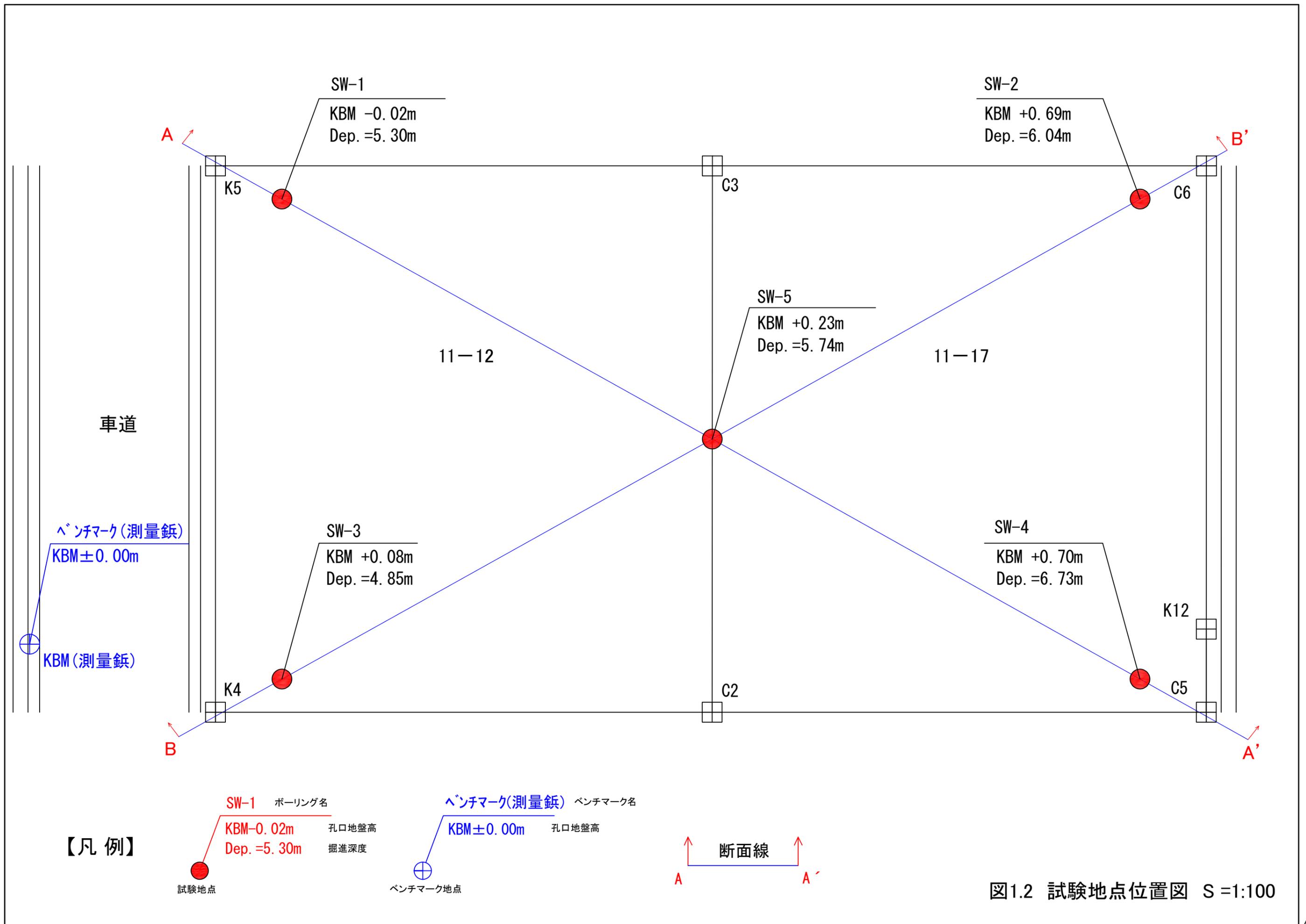


図1.2 試験地点位置図 S =1:100

## 2. 業務方法

本調査で実施したスクリーウエイト貫入試験（※）の方法、原理、目的、注意事項等について記す。

本試験は、現位置における土の静的貫入抵抗値を測定し、その硬軟および締り具合、または土の構成を判断することを目的として行った。

試験の方法は、JIS-A-1221 基準に準拠し、図 2.1 及び図 2.2 に示す自動試験装置（ジオカルテ）を用いて、次の手順で実施した。

- ① ロッドの先端にスクリーポイントを取り付ける。
- ② おもりを 0.05kN、0.15kN、0.25kN、0.50kN、0.75kN、1.00kN の順に段階的に増加させ、その都度貫入状況を記録する。
- ③ 1.00kN の静荷重で貫入しない場合には、ハンドルを一方方向に半回転ずつ回転させ、ある深さ(250mm を原則とする)貫入させるのに要する半回転数を連続的に測定する。
- ④ 試験終了後、ロッドを引き抜き、ロッド周面部に付着した水の位置または残孔にスケールを挿入し、地下水位の観測を行った。



(ジオカルテ：日東精工株式会社)

図 2.1 自動試験装置(ジオカルテ)の概要図

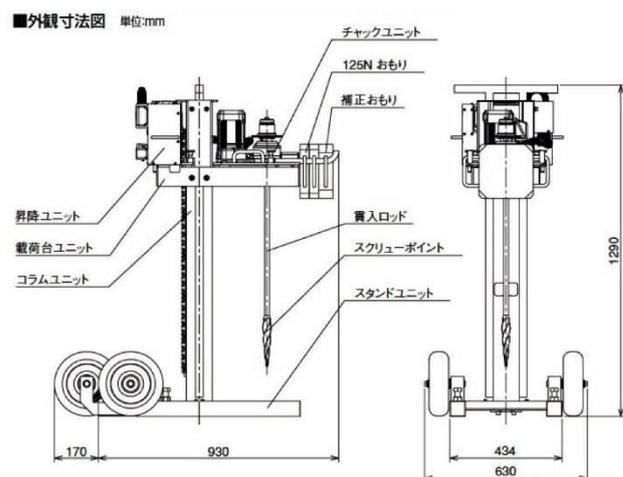


図 2.2 自動貫入試験機の寸法図

(※) スウェーデン式サウンディング試験は、令和 2 年 10 月にスクリーウエイト貫入試験に名称変更された (JIS-A-1221)。

### 3. 地形・地質概要

#### 3.1 地形概要

調査地は、東日本旅客鉄道株式会社 石巻線「浦宿駅」の南東約 0.8km に位置する。

「石巻地域の地質」(地質調査所、昭和 58 年)によると、石巻図幅地域は北上山地の南西端に位置し、東側が太平洋、南西側が石巻湾(仙台湾)に面している。陸地は、東部の中・古生界の堅固な岩石からなる山地又は丘陵部分と、西部の平坦な沖積平野(石巻平野)からなり、ほぼ両者の境に沿って、南から北に旧北上川が流れる。

本調査地は、図 3.1-1 に示すように万石浦東部の丘陵地に位置する。

また、次項に示す図 3.1-2 によれば、調査地は北西方向へ延びる谷部の樹枝沢に位置することが読み取れる。

さらに、図 3.1-2 に示した上図の旧地形から調査地周辺の改変前の標高を読み取ると、標高は約 30m であり、下図の現地形から現在の標高を読み取ると標高は約 40m である。

このことから、調査地を含む周辺は約 10m の盛土が施され、宅地造成されたところであると判断される。

本調査では最大試験深度 6.73m までの試験を行い、全地点が盛土層内で貫入不能になったものと推察される。



図 3.1-1 調査地周辺の地形分類図 (no scale)

【出典：「地形分類図 石巻・寄磯・金華山」(5 万分の 1 土地分類基本調査 宮城県 昭和 58 年) を一部抜粋・加筆】

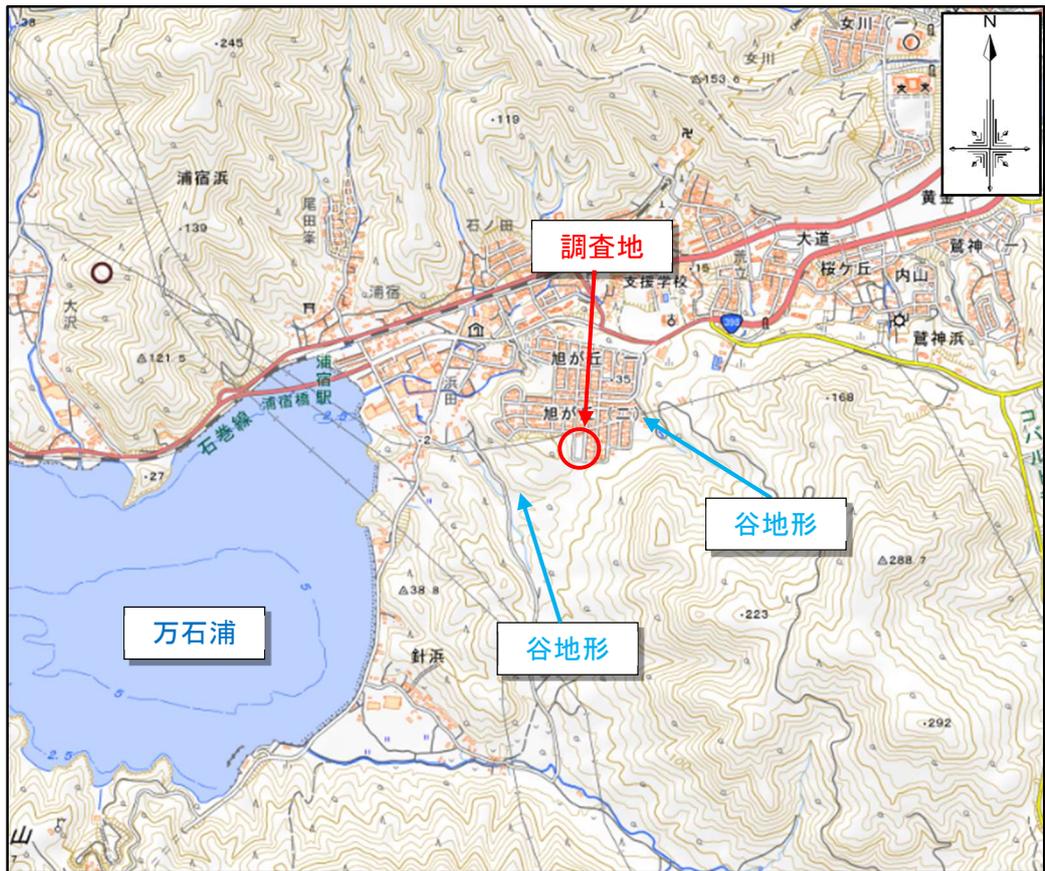
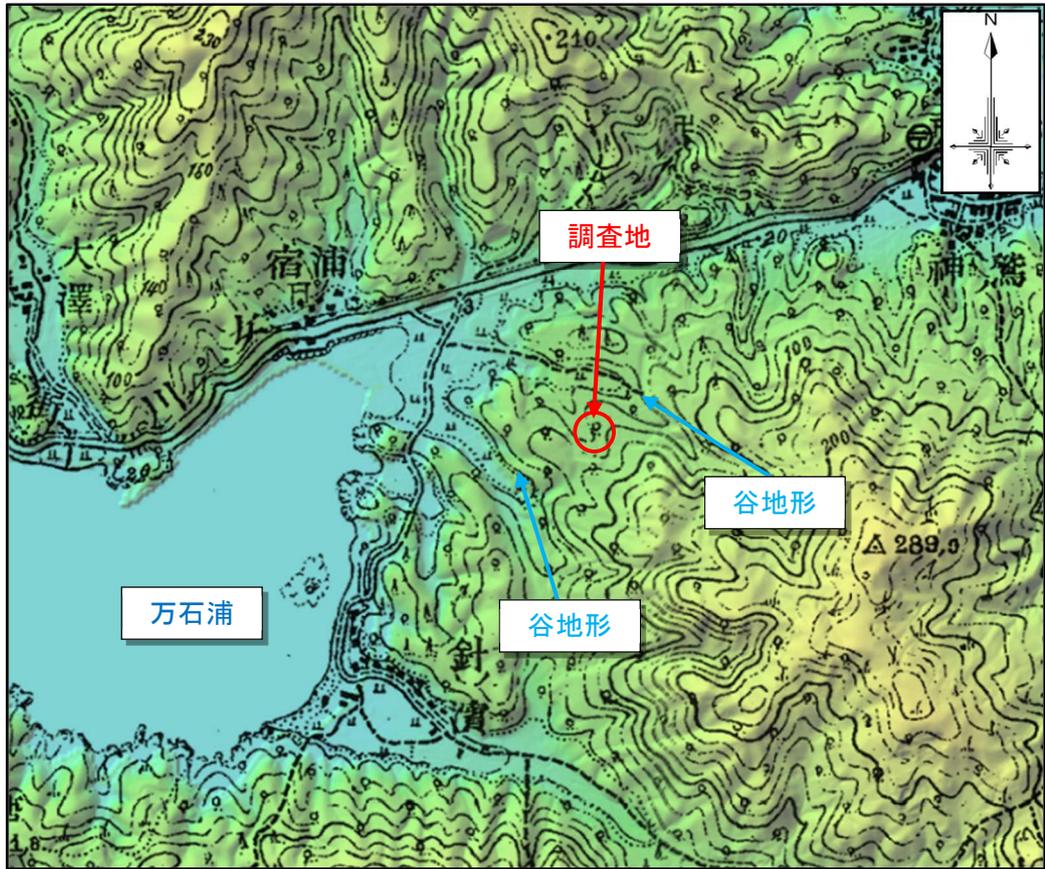


図 3.1-2 調査地周辺の改変状況（上：大正 2 年、下：令和 6 年）

【出典；今昔マップ on the web(谷 謙二) を一部抜粋・加筆】

### 3.2 地質概要

調査地周辺の表層地質は図 3.2 に示す「5 万分の 1 地質図「石巻」(宮城県、昭和 58 年)」によれば、「三畳紀 稲井層群 風越層の葉理頁岩及び砂岩」の分布する地域にあたる。

前述の地形概要で示したように、本調査地には約 10m の盛土が施されている宅地造成地と判断され、最大試験深度が 6.73m であったことから、当該地質は確認されていないものと推察され、当該地質が分布する深度としては、深度 10m 以深と想定される。

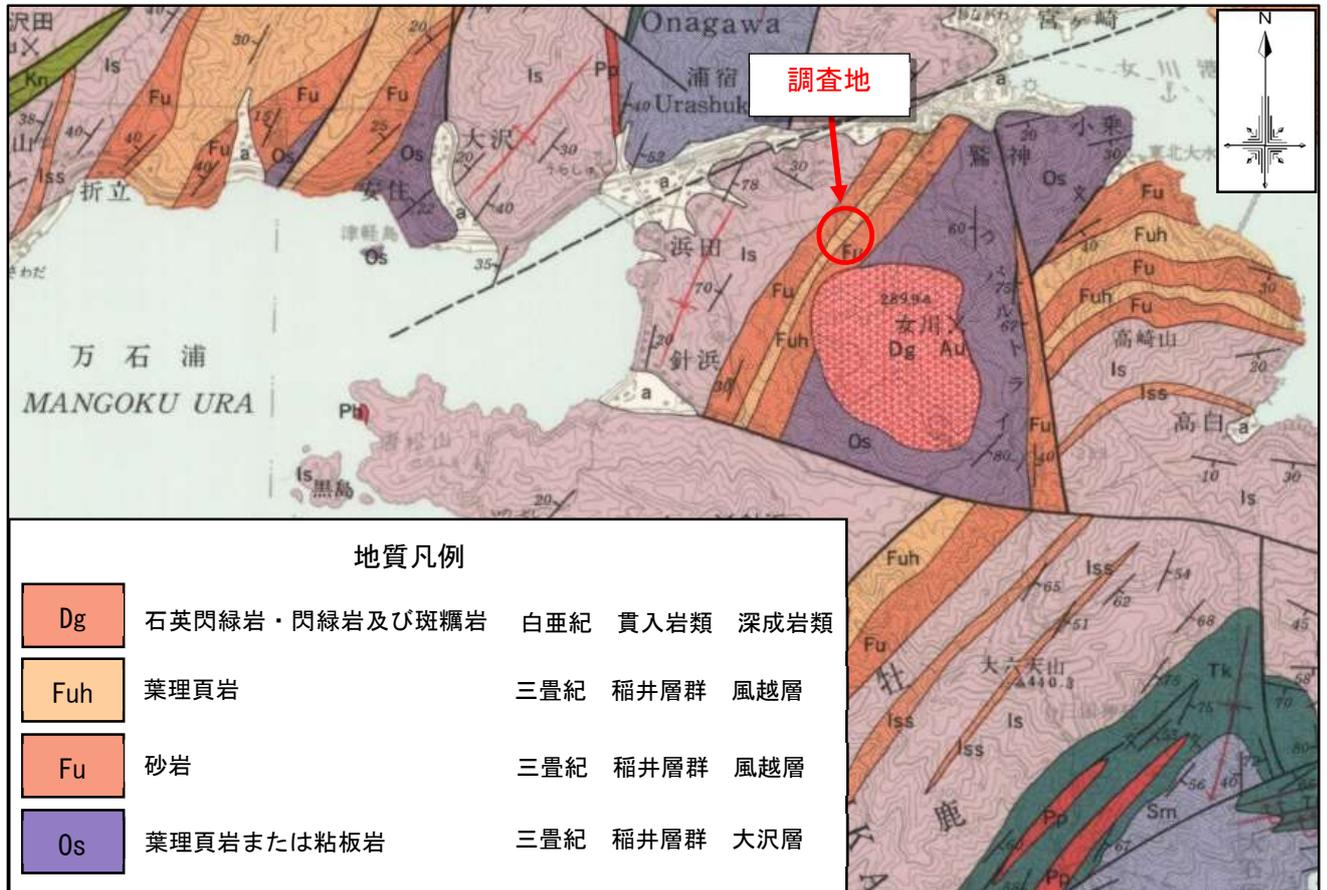


図 3.2 調査地周辺の地質図 (no scale)

【出典：5 万分の 1 地質図幅「石巻」(地質調査所 昭和 58 年)を一部抜粋・加筆】

#### 4. スクリューウエイト貫入試験結果

スクリューウエイト貫入試験は、図 1.2「試験地点位置図」に示した 5 箇所を実施した。  
本試験結果の詳細は、巻末資料の「スクリューウエイト貫入試験結果」に示すとおりである。

本試験は、直接的な土質の判断は不可能であるため、Wsw(荷重)、Nsw(1m 当たりの半回転数)、試験状況(音、感触、貫入状況)より土質構成・分布状況を推定し、表 4.1-1 に整理した。

表 4.1-1 土質構成表

地質時代			地層名	推定土質名	土質記号	層厚 (m)	Nsw	換算 N 値
新 生 代	第 四 紀	完 新 世	盛土	粘性土	Bn	4.85+ ~6.73+	0~1500	1.5~50 以上

換算 N 値の算出にあたっては、試験により得られた Wsw(荷重)、Nsw(1m 当たりの半回転数)を基に、想定した土質に応じて下記に示す算定式から換算 N 値を算出した。

《算定式》	
・礫、砂、砂質土	…… $N = 2 \times W_{sw} + 0.067 \times N_{sw}$
・粘土、粘性土	…… $N = 3 \times W_{sw} + 0.050 \times N_{sw}$
ここに、	N : 換算 N 値
	Wsw: 荷重 (kN)
	Nsw: 貫入量 1m 当たりの半回転数 (回/m)
	$N_{sw} = (100/L)N_a$ L が特に 25cm の場合は $N_{sw} = 4N_a$
	Na : 半回転数 (回)
	L : 貫入量 (cm)

【出典；(社)地盤工学会：地盤調査の方法と解説 p331】



表 4.1-3 SW-2 試験結果一覧表

JIS A 1221		スクリーウエイト貫入試験							
調査件名		女川町有地盤調査		試験年月日		令和6年8月27日			
地点番号 (地盤高) SW-2(KBM+0.69m)				試験者		新山 裕一			
荷重装置の種類	おもりによる載荷				回転装置の種類	機械による	孔内水位 無し	天 候	晴れ
荷重 $W_{sw}$ kN	半回転数 $N_a$	貫入深さ $D$ m	貫入量 $L$ cm	1m当りの 半回転数 $N_{sw}$	換算 N 値	記事	深 さ m	荷 重 $W_{sw}$ kN	貫入量1m当りの半回転数 $N_{sw}$
0.50	0	0.25	25	0	1.5	:回転緩速	0.00		
1.00	8	0.50	25	32	4.6	:無音			
1.00	33	0.75	25	132	9.6	:無音			
1.00	27	1.00	25	108	8.4	:無音			
1.00	9	1.25	25	36	4.8	:無音			
1.00	27	1.50	25	108	8.4	:無音			
1.00	37	1.75	25	148	10.4	:無音			
1.00	29	2.00	25	116	8.8	:無音			
1.00	25	2.25	25	100	8.0	:無音			
1.00	18	2.50	25	72	6.6	:無音			
1.00	36	2.75	25	144	10.2	:無音			
1.00	25	3.00	25	100	8.0	:無音			
1.00	17	3.25	25	68	6.4	:無音			
1.00	17	3.50	25	68	6.4	:無音			
1.00	5	3.75	25	20	4.0	:無音			
1.00	11	4.00	25	44	5.2	:無音			
1.00	13	4.25	25	52	5.6	:無音			
1.00	28	4.50	25	112	8.6	:無音			
1.00	34	4.75	25	136	9.8	:無音			
1.00	23	5.00	25	92	7.6	:無音			
1.00	31	5.25	25	124	9.2	:無音			
1.00	37	5.50	25	148	10.4	:無音			
1.00	27	5.75	25	108	8.4	:無音			
1.00	183	6.00	25	732	39.6	:無音			
1.00	55	6.04	4	1375	71.7	:無音			

盛土

—  $N_{sw}$   
— 換算N値

換算N値 [kN・102kg]

特記事項  
N値換算式

砂質土:  $N=0.002 \times W_{sw}(N)+0.067 \times N_{sw}(\text{回}/\text{m})$

粘性土:  $N=0.003 \times W_{sw}(N)+0.050 \times N_{sw}(\text{回}/\text{m})$  (稲田の式より)





表 4.1-6 SW-5 試験結果一覧表

JIS A 1221		スクリーウエイト貫入試験					
調査件名 女川町有地地盤調査		試験年月日 令和6年8月27日					
地点番号 (地盤高) SW-5(KBM+0.23m)		試験者 新山 裕一					
荷重装置の種類	おもりによる荷重		回転装置の種類	機械による	孔内水位 無し	天候	晴れ
荷重Wsw kN	半回転数 N <sub>sw</sub>	貫入深さD m	貫入量L cm	1m当たりの 半回転数 N <sub>sw</sub>	換算N値	記事	深さ m
1.00	35	0.25	25	140	10.0	:無音	0.00
1.00	23	0.50	25	92	7.6	:無音	
1.00	20	0.75	25	80	7.0	:無音	
1.00	23	1.00	25	92	7.6	:無音	
1.00	67	1.25	25	268	16.4	:無音	
1.00	69	1.50	25	276	16.8	:無音	
1.00	64	1.75	25	256	15.8	:無音	
1.00	31	2.00	25	124	9.2	:無音	
1.00	26	2.25	25	104	8.2	:無音	
1.00	17	2.50	25	68	6.4	:無音	
1.00	19	2.75	25	76	6.8	:無音	
1.00	10	3.00	25	40	5.0	:無音	
1.00	25	3.25	25	100	8.0	:無音	
1.00	33	3.50	25	132	9.6	:無音	
1.00	26	3.75	25	104	8.2	:無音	
1.00	37	4.00	25	148	10.4	:無音	
1.00	30	4.25	25	120	9.0	:無音	
1.00	40	4.50	25	160	11.0	:無音	
1.00	46	4.75	25	184	12.2	:無音	
1.00	42	5.00	25	168	11.4	:無音	
1.00	57	5.25	25	228	14.4	:無音	
1.00	113	5.50	25	452	25.6	:微かな雑音	
1.00	224	5.74	24	933	49.6	:微かな雑音	
							6.00
							7.00
							8.00
							9.00
							10.00

The graph plots the test results from the table. The vertical axis represents depth in meters (0.00 to 10.00), and the horizontal axis represents the converted N-value on a logarithmic scale (0.1 to 1000). Two data series are shown: a blue line for N<sub>sw</sub> and a red line for the converted N-value. Both lines show a step-wise increase in resistance with depth. A horizontal dashed purple line is drawn at 5.74m depth, labeled '盛土' (fill). The converted N-value at this depth is 49.6. The legend indicates that 1kN ≈ 102kgf.

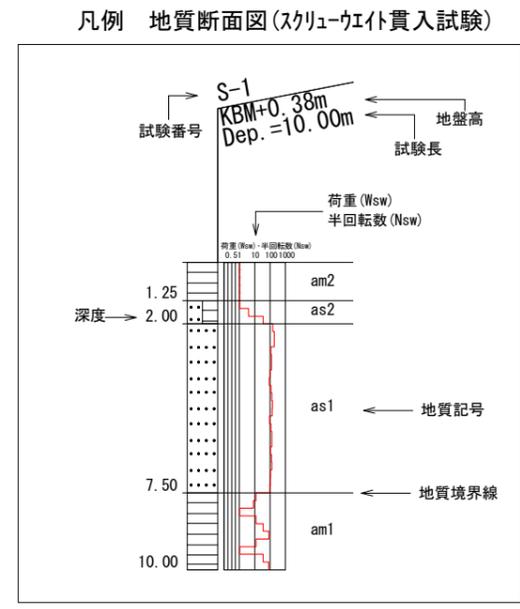
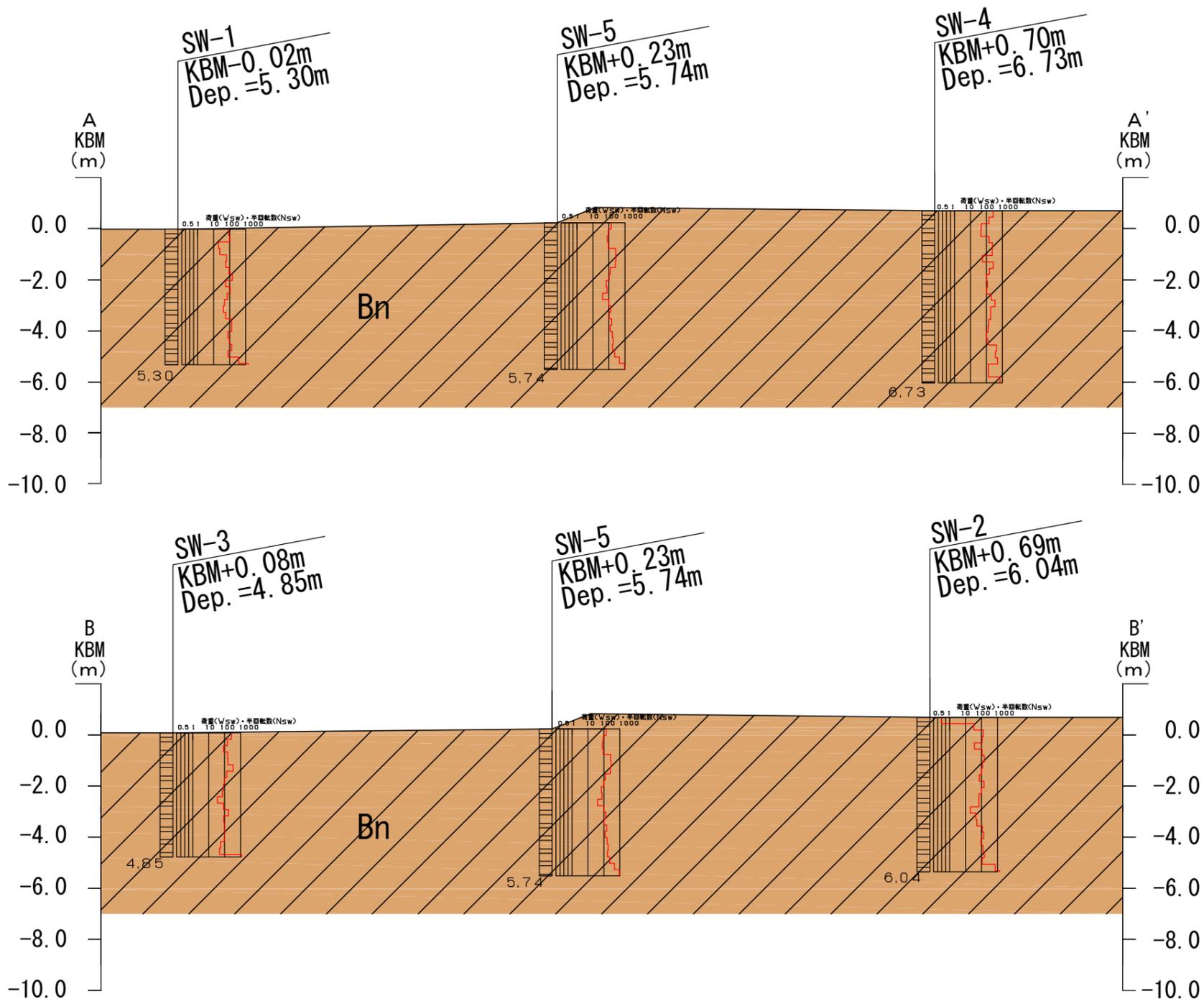
特記事項  
N値換算式

砂質土:  $N = 0.002 \times W_{sw}(N) + 0.067 \times N_{sw}(\text{回}/\text{m})$   
 粘性土:  $N = 0.003 \times W_{sw}(N) + 0.050 \times N_{sw}(\text{回}/\text{m})$  (稲山の式より)

試験を実施した SW-1～SW-5 の全地点において、試験孔の崩壊により、調査後の残孔による孔内水位は確認されなかった。

なお、地下水位は一般に季節変動・降雨状況による影響を受けて変動することに留意する必要がある。

本試験結果で確認された土質構成を基に作成した「想定地質断面図」を図 4.1 に示す。



凡例 土質構成表

地質時代	地層名	推定土質名	土質記号	層厚 (m)	N <sub>sw</sub>	換算N値	
新 生 代	完 新 世	盛土	粘性土	B <sub>n</sub>	4.85+	0	1.5
					6.73+	1500	50以上

図4.1 想定地質断面図  
H=1:200, V=1:200

## 5. 長期許容支持力度の算出

スクリーウエイト貫入試験結果に基づいて、長期許容支持力度を以下の方法で算出した。

### ●国土交通省告示第 1113 号による支持力

告示第 1113 号では、以下の式でスクリーウエイト貫入試験から長期許容支持力度を推定している。

《算定式》

$$q_a = 30 + 0.6 \overline{N_{sw}}$$

ここに、

$q_a$  : 地盤の長期許容支持力度 (kN/m<sup>2</sup>)

$\overline{N_{sw}}$  : 基礎底面より下 2m までの地盤のスクリーウエイト貫入試験における 1m あたりの半回転数の平均値 (個々の値が 150 を超える場合は 150 とする)

上記の算定式を用いて調査地の長期許容支持力度を求め、表 5.1～表 5.5 にまとめた。

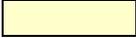
なお、算定式の  $\overline{N_{sw}}$  は基礎底面より下 2m までの地盤の 1m あたりの半回転数の平均値とされている。現段階においては、計画建築物の基礎底面深度を深度 0.5m と仮定して、長期許容支持力度 ( $q_a$ ) を算出した。

また、参考として深度 2.5m 以深から試験深度までの長期許容支持力度を算出した。

SW-1								
地質名 (記号)	荷重 Wsw (kN)	半回転数 Na (回)	貫入深さ D (m)	貫入量 L (cm)	1m当たりの 半回転数 Nsw (回)	Wswの平均 (kN)	Nswの平均 (回)	長期許容支持力 qa (kN/m <sup>2</sup> )
盛土 (Bn)	1.00	22	0.25	25	88	-	-	-
	1.00	25	0.50	25	100			
	1.00	5	0.75	25	20	1.00	71.0	72.6
	1.00	6	1.00	25	24			
	1.00	16	1.25	25	64			
	1.00	14	1.50	25	56			
	1.00	23	1.75	25	92			
	1.00	37	2.00	25	148			
	1.00	14	2.25	25	56			
	1.00	27	2.50	25	108			
	1.00	18	2.75	25	72	1.00	97.7	88.6
	1.00	12	3.00	25	48			
	1.00	10	3.25	25	40			
	1.00	14	3.50	25	56			
	1.00	33	3.75	25	132			
	1.00	34	4.00	25	136			
	1.00	20	4.25	25	80			
	1.00	24	4.50	25	96			
	1.00	33	4.75	25	132			
	1.00	20	5.00	25	80			
1.00	90	5.25	25	150				
1.00	75	5.30	5	150				

: Nsw > 150 を示した。

SW-2								
地質名 (記号)	荷重 Wsw (kN)	半回転数 Na (回)	貫入深さ D (m)	貫入量 L (cm)	1m当たりの 半回転数 Nsw (回)	Wswの平均 (kN)	Nswの平均 (回)	長期許容支持力 qa (kN/m <sup>2</sup> )
盛土 (Bn)	0.50	0	0.25	25	0	-	-	-
	1.00	8	0.50	25	32			
	1.00	33	0.75	25	132	1.00	102.5	91.5
	1.00	27	1.00	25	108			
	1.00	9	1.25	25	36			
	1.00	27	1.50	25	108			
	1.00	37	1.75	25	148			
	1.00	29	2.00	25	116			
	1.00	25	2.25	25	100			
	1.00	18	2.50	25	72			
	1.00	36	2.75	25	144			
	1.00	25	3.00	25	100			
	1.00	17	3.25	25	68	1.00	101.1	90.6
	1.00	17	3.50	25	68			
	1.00	5	3.75	25	20			
	1.00	11	4.00	25	44			
	1.00	13	4.25	25	52			
	1.00	28	4.50	25	112			
	1.00	34	4.75	25	136			
	1.00	23	5.00	25	92			
	1.00	31	5.25	25	124			
	1.00	37	5.50	25	148			
	1.00	27	5.75	25	108			
	1.00	183	6.00	25	150			
	1.00	55	6.04	4	150			

 : 自沈層を示した。

 : Nsw>150 を示した。

【SW-3】

表 5.3 長期許容支持力度一覧表

SW-3								
地質名 (記号)	荷重 Wsw (kN)	半回転数 Na (回)	貫入深さ D (m)	貫入量 L (cm)	1m当たりの 半回転数 Nsw (回)	Wswの平均 (kN)	Nswの平均 (回)	長期許容支持力 qa (kN/m <sup>2</sup> )
盛土 (Bn)	1.00	66	0.25	25	150	-	-	-
	1.00	37	0.50	25	148			
	1.00	21	0.75	25	84	1.00	115.8	99.5
	1.00	40	1.00	25	150			
	1.00	41	1.25	25	150			
	1.00	87	1.50	25	150			
	1.00	34	1.75	25	136			
	1.00	25	2.00	25	100			
	1.00	21	2.25	25	84			
	1.00	18	2.50	25	72			
	1.00	9	2.75	25	36	1.00	91.2	84.7
	1.00	21	3.00	25	84			
	1.00	43	3.25	25	150			
	1.00	22	3.50	25	88			
	1.00	24	3.75	25	96			
	1.00	26	4.00	25	104			
	1.00	25	4.25	25	100			
	1.00	14	4.50	25	56			
	1.00	12	4.75	25	48	1.00		
	1.00	114	4.85	10	150			

: Nsw > 150 を示した。

【SW-4】

表 5.4 長期許容支持力度一覧表

SW-4								
地質名 (記号)	荷重 Wsw (kN)	半回転数 Na (回)	貫入深さ D (m)	貫入量 L (cm)	1m当たりの 半回転数 Nsw (回)	Wswの平均 (kN)	Nswの平均 (回)	長期許容支持力 qa (kN/m <sup>2</sup> )
盛土 (Bn)	1.00	67	0.25	25	150	-	-	-
	1.00	36	0.50	25	144			
	1.00	12	0.75	25	48			
	1.00	11	1.00	25	44	1.00	111.5	96.9
	1.00	36	1.25	25	144			
	1.00	59	1.50	25	150			
	1.00	57	1.75	25	150			
	1.00	14	2.00	25	56			
	1.00	68	2.25	25	150			
	1.00	39	2.50	25	150			
	1.00	25	2.75	25	100	1.00	133.9	110.3
	1.00	29	3.00	25	116			
	1.00	25	3.25	25	100			
	1.00	50	3.50	25	150			
	1.00	85	3.75	25	150			
	1.00	46	4.00	25	150			
	1.00	46	4.25	25	150			
	1.00	35	4.50	25	140			
	1.00	32	4.75	25	128			
	1.00	24	5.00	25	96			
	1.00	32	5.25	25	128			
	1.00	107	5.30	25	150			
	1.00	91	5.75	25	150			
	1.00	125	6.00	25	150			
	1.00	33	6.25	25	132			
	1.00	34	6.50	25	136			
	1.00	161	6.73	23	150			

: Nsw > 150 を示した。

SW-5								
地質名 (記号)	荷重 Wsw (kN)	半回転数 Na (回)	貫入深さ D (m)	貫入量 L (cm)	1m当たりの 半回転数 Nsw (回)	Wswの平均 (kN)	Nswの平均 (回)	長期許容支持力 qa (kN/m <sup>2</sup> )
盛土 (Bn)	1.00	35	0.25	25	150	-	-	-
	1.00	23	0.50	25	92			
	1.00	20	0.75	25	80	1.00	114.8	98.9
	1.00	23	1.00	25	92			
	1.00	67	1.25	25	150			
	1.00	69	1.50	25	150			
	1.00	64	1.75	25	150			
	1.00	31	2.00	25	124			
	1.00	26	2.25	25	104			
	1.00	17	2.50	25	68			
	1.00	19	2.75	25	76			
	1.00	10	3.00	25	40			
	1.00	25	3.25	25	100			
	1.00	33	3.50	25	132			
	1.00	26	3.75	25	104			
	1.00	37	4.00	25	148			
	1.00	30	4.25	25	120			
	1.00	40	4.50	25	150			
	1.00	46	4.75	25	150			
	1.00	42	5.00	25	150			
	1.00	57	5.25	25	150			
	1.00	113	5.50	25	150			
1.00	224	5.74	24	150				

: Nsw > 150 を示した。

## 6. 支持層および基礎形式

本調査結果に基づいて、建築物の支持層および基礎形式について記述する。

「建築基礎構造設計指針」( (社)日本建築学会 2019年11月 P26) では、支持層の目安として以下の事項が挙げられている。

- 砂質土、礫質土では、N値 50 (または 60) 以上
- 粘性土では、N値 20~30 以上
- 建物の要求性能などを考慮して、設計者が適切に設定する

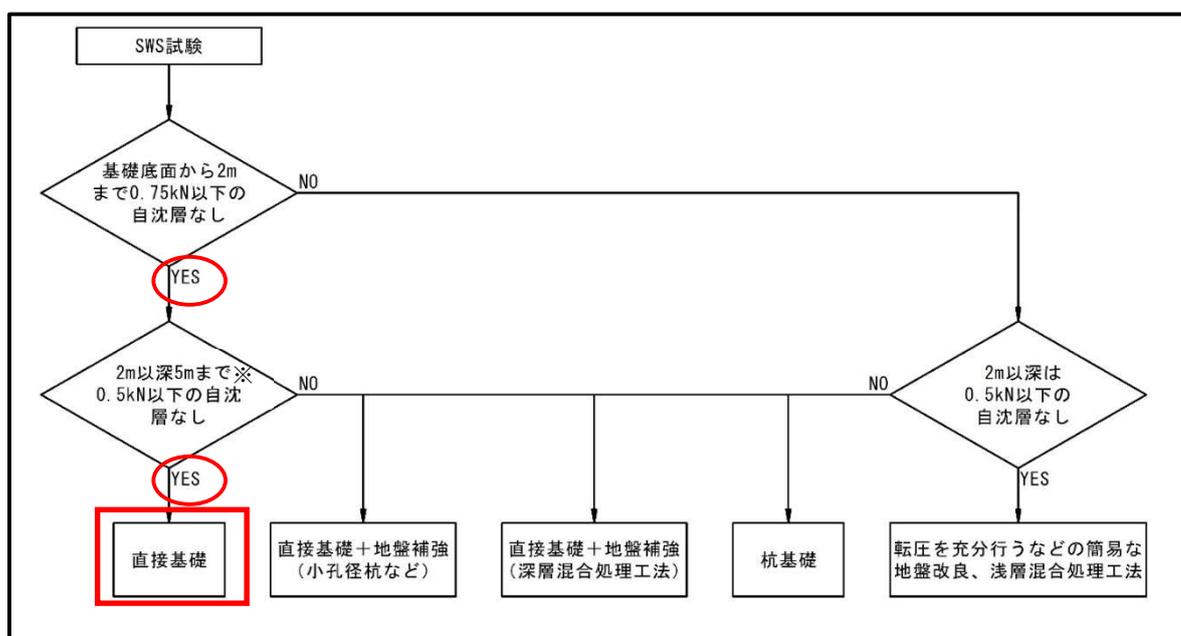
また、上記資料 ( (社)日本建築学会 2019年11月 P36) では、基礎形式を選定するうえでの基本原則として、以下の事項が挙げられている。

- 建物の要求性能を満たす (鉛直・水平) 支持性能と沈下・変形性能が確保できること
- 施工性に優れ、施工品質に対する信頼性が高いこと
- 敷地周辺への環境保全上の影響が小さいこと
- 合理性があること

上記に示したように、「建築基礎構造設計指針」では、支持層および基礎形式についての記述はあるが、支持層の層厚に関する明確な記述はされていない。

一般的に支持層の層厚としては、目安とする N 値の層厚が 5m 程度以上連続することが望ましく、また、建築物の重要性、荷重規模等にもよるが、目安とする N 値の層厚が 3m 程度以上あることが望まれる。

また、「小規模建築基礎構造設計指針」( (社)日本建築学会 2008年2月 p73) では下図に示すように、スクリーウエイト貫入試験の貫入抵抗値から基礎形式を設定する場合の例を示している。



※本調査の試験深度までとした。

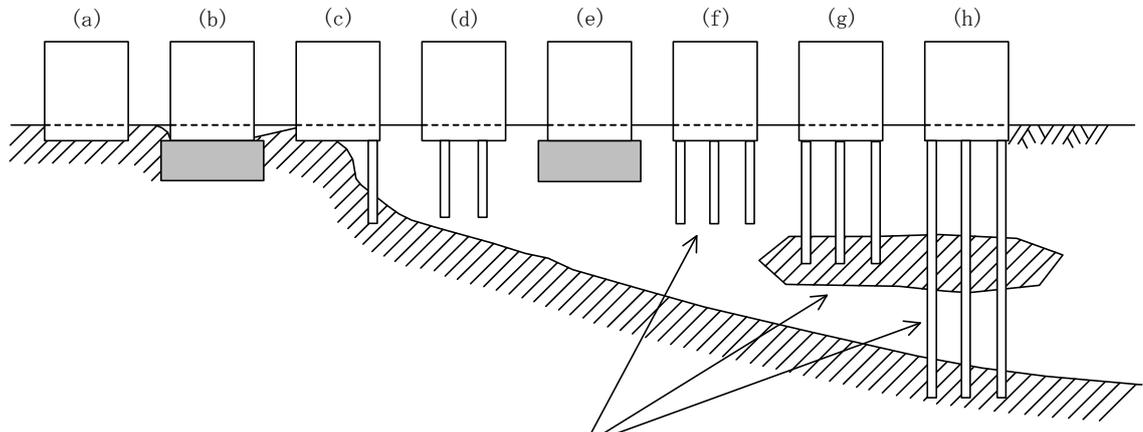
図 6.1 スクリューウエイト貫入試験の貫入抵抗値による基礎型式の選定例

【出典：社団法人 日本建築学会『小規模建築物基礎設計指針』(2008) を一部抜粋・加筆】

本調査結果から、前節に示した長期許容支持力度の算出結果および前頁に示した支持層条件から計画されている建築物が比較的軽量であること等を考慮して支持層および基礎形式を選定すれば、盛土層を支持層とし、図 6.1 に示されているとおり「直接基礎」が考えられる。

ただし、最終的な基礎形式の選定には計画されている建築物の形状、荷重規模、重要性、経済性、施工性、周辺環境を考慮したうえでの採用が望まれる。

なお、支持地盤の深度と基礎形式は、一般的に図 6.2 のように分類されており、参考資料として掲載する。



杭種：既製コンクリート杭, 鋼管杭, 場所打ちコンクリート杭  
 杭設置工法：埋込み工法, 回転貫入工法, 打込み工法, アースドリル工法等  
 杭形状：拡大根固め杭, 先端羽根付杭, 直杭, 拡底杭

基礎形式	基礎部材	検討項目
(a) 直接基礎	基礎スラブ(べた基礎) フーチング(連続基礎, 独立基礎), 基礎梁	地盤の鉛直支持力, 滑動抵抗力, 即時沈下, 圧密沈下, 液状化, 凍結深度, 地下水位
(b), (e) 直接基礎+地盤改良工法 (ラップルコンクリート地業を含む)	同上	改良地盤の鉛直(水平)支持力, 改良地盤の滑動抵抗力, 支持地盤の鉛直支持力, 即時沈下, 圧密沈下, 液状化, 凍結深度, 地下水位
(c) 異種基礎	基礎スラブ(べた基礎) フーチング(連続基礎, 独立基礎), 基礎梁, 杭基礎(摩擦杭, 薄層支持杭, 支持杭)	直接基礎, 杭基礎の検討事項, 境界部応力, 基礎のねじれ
(d) パイルド・ラフト基礎	基礎スラブ, 基礎梁, 杭体	直接基礎, 杭基礎の検討事項, 杭とラフトの(鉛直・水平)荷重分担
(f) 杭基礎 (摩擦杭)	パイルキャップ, 杭頭接合部, 基礎梁, 杭体, 杭体継手部	杭の鉛直支持力, 引抜き抵抗力, 水平抵抗力 負の摩擦力, 即時沈下, 圧密沈下, 液状化, 杭体(軸力, 曲げ, せん断)応力, 杭頭接合部応力, 杭体継手部応力
(g) 杭基礎 (薄層支持杭)		
(h) 杭基礎 (支持杭)		

図 6.2 支持地盤の深度と適用可能な基礎形式

【出典：建築基礎構造設計指針，(社)日本建築学会，2019年11月 P35】

## 7. 設計・施工上の留意点

設計・施工上の留意点として以下のことが挙げられる。

- 直接基礎を採用し、基礎地盤を掘削する際には緩みが生じないように、慎重な掘削に留意されたい。また、局所的に軟弱な部分がある場合には、良質土による置換工法あるいは土質安定処理工法等が必要となる可能性も考えられる。
- 土質の構成は試験中の貫入時の音、感触等または引き抜き時の付着土質等により判断したため、土質区分については推定であることに留意する必要がある。
- 本調査では試験孔の崩壊により、孔内水位は確認されなかったが、地下水位は一般に季節変動・降雨による影響を受けて変動することに留意する必要があるため、必要に応じ排水計画の検討が望まれる。
- 調査地付近の写真 7.1 に示すところで踏査を実施したところ、写真 7.2 に示すように、径 100～300mm の玉石が散見された。  
踏査位置と調査地は近接していることから、本調査地の盛土層内においても玉石を混入している可能性があるため、施工方法、施工機械の選定等、慎重な検討が必要である。

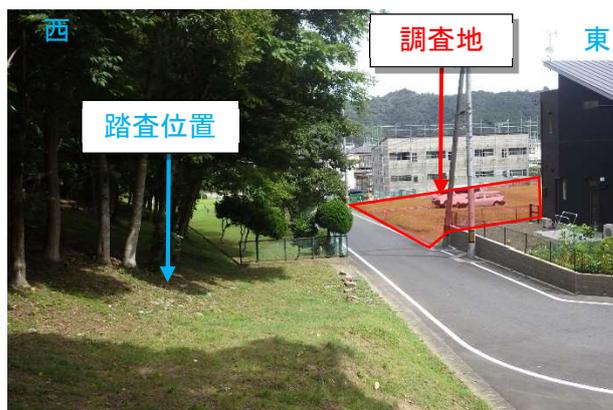


写真 7.1 調査地及び踏査地位置



写真 7.2 踏査地で確認された玉石

- 調査地における液状化の危険度を図 7.1 に示す。

図 7.1 に示すとおり、本調査地は液状化の対象外の地域である。

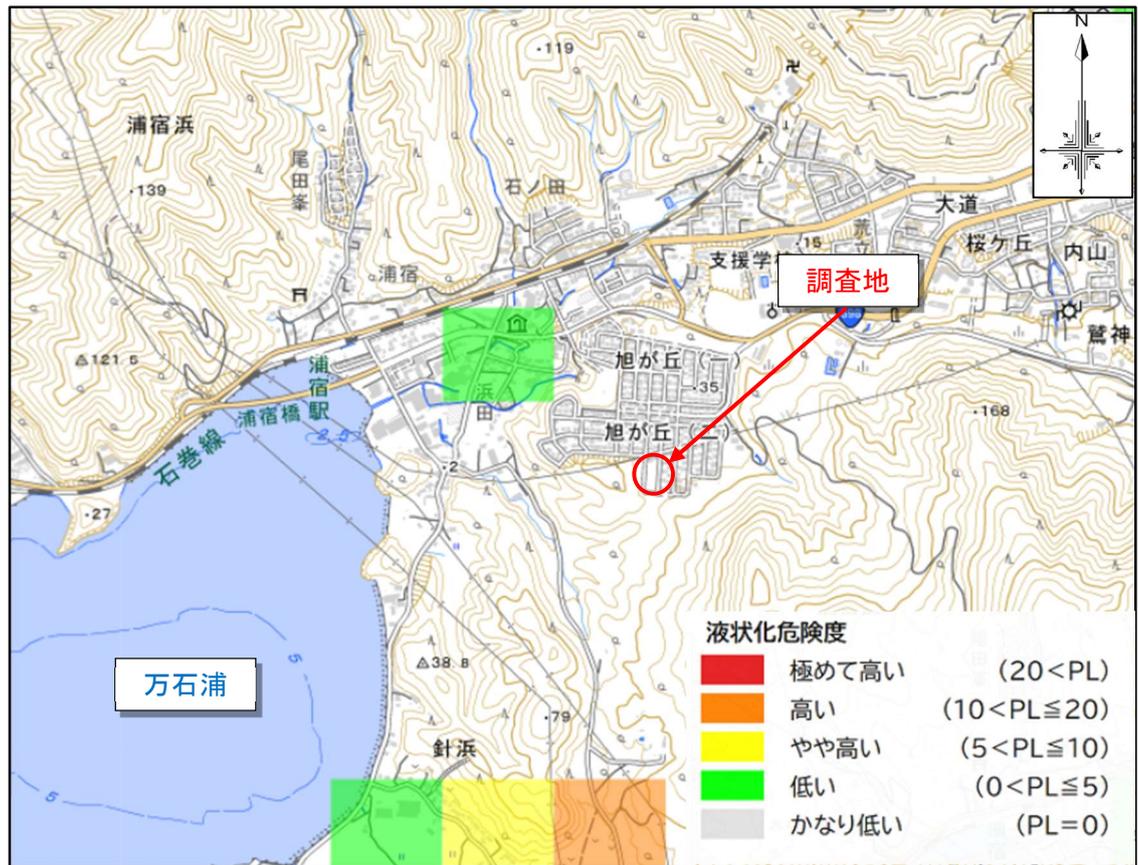


図 7.1 液状化危険度マップ

【出典：重ねるハザードマップ 宮城県液状化危険度分布図 国土地理院より引用】

《 巻 末 資 料 》

- ・ スクリューウエイト貫入試験結果
- ・ 現場記録写真

スクリーウエイト貫入試験結果

調査件名 女川町有地地盤調査

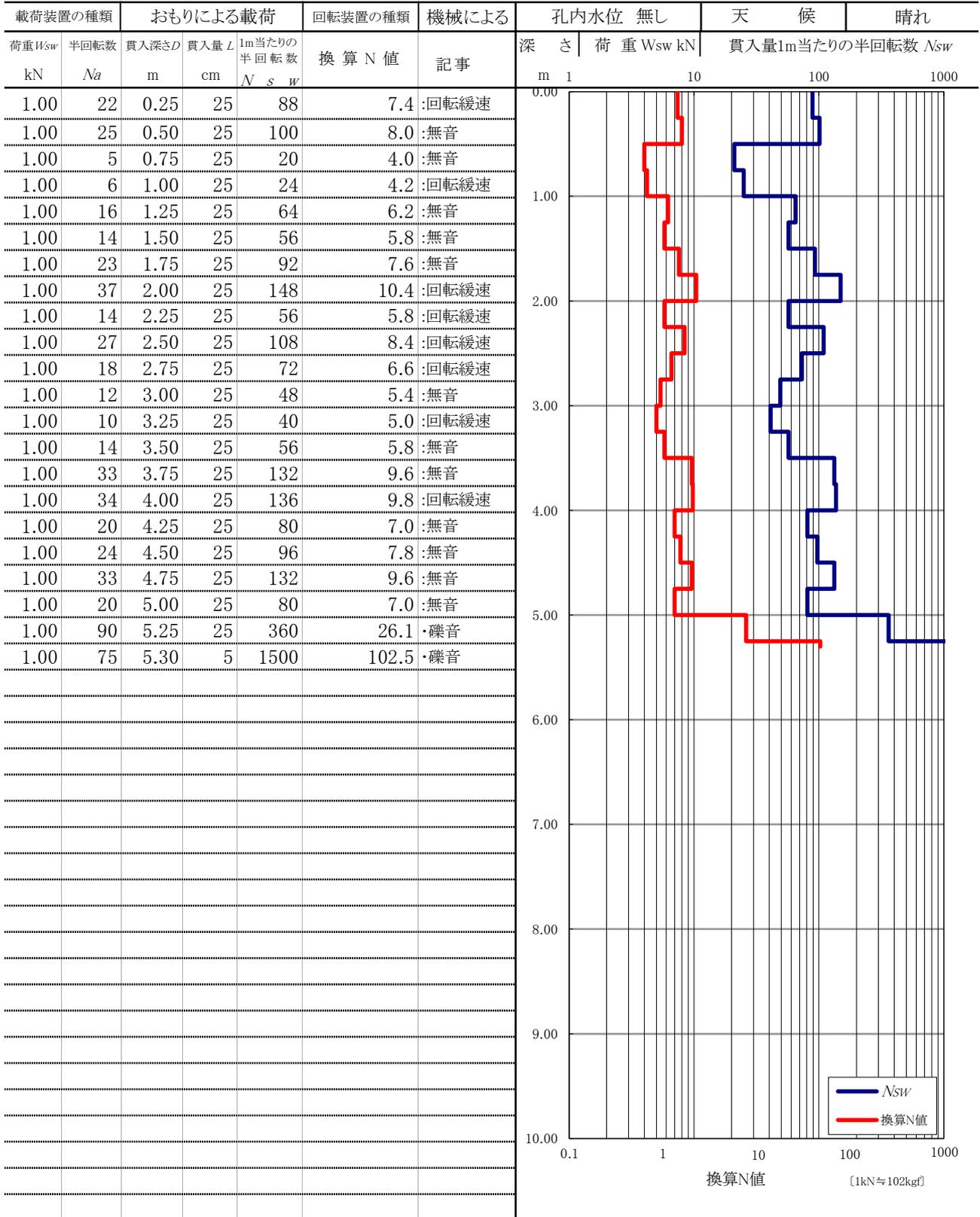
試験年月日

令和6年8月27日

地点番号 (地盤高) SW-1 (KBM-0.02m)

試験者

新山 裕一



特記事項  
N値換算式

砂質土:  $N = 0.002 \times W_{sw}(N) + 0.067 \times N_{sw}(\text{回/m})$

粘性土:  $N = 0.003 \times W_{sw}(N) + 0.050 \times N_{sw}(\text{回/m})$  (稲田の式より)

調査件名 女川町有地地盤調査

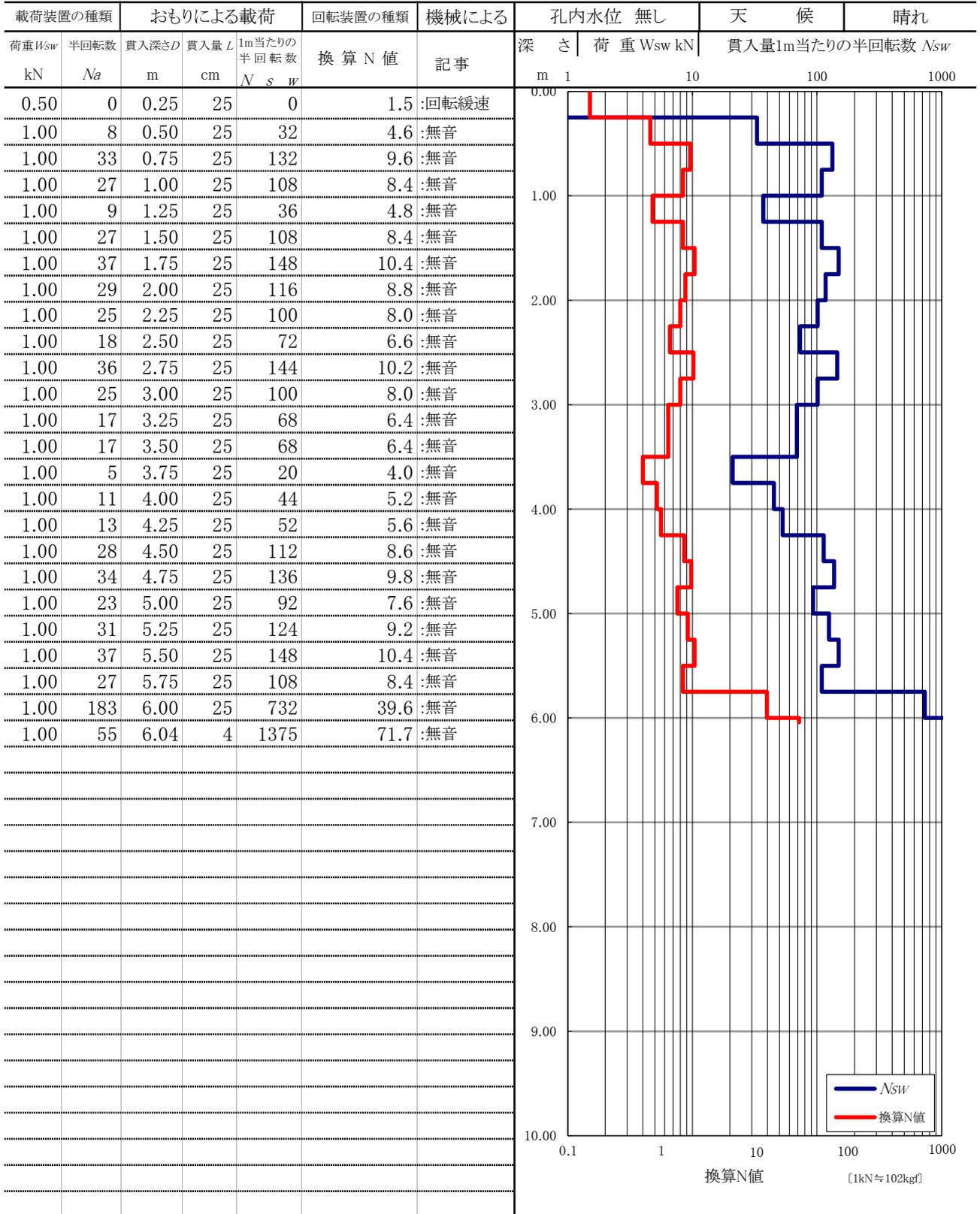
試験年月日

令和6年8月27日

地点番号 (地盤高) SW-2(KBM+0.69m)

試験者

新山 裕一



特記事項  
N値換算式

砂質土:  $N=0.002 \times W_{sw}(N)+0.067 \times N_{sw}(\text{回}/\text{m})$

粘性土:  $N=0.003 \times W_{sw}(N)+0.050 \times N_{sw}(\text{回}/\text{m})$  (稲田の式より)

調査件名 女川町有地地盤調査

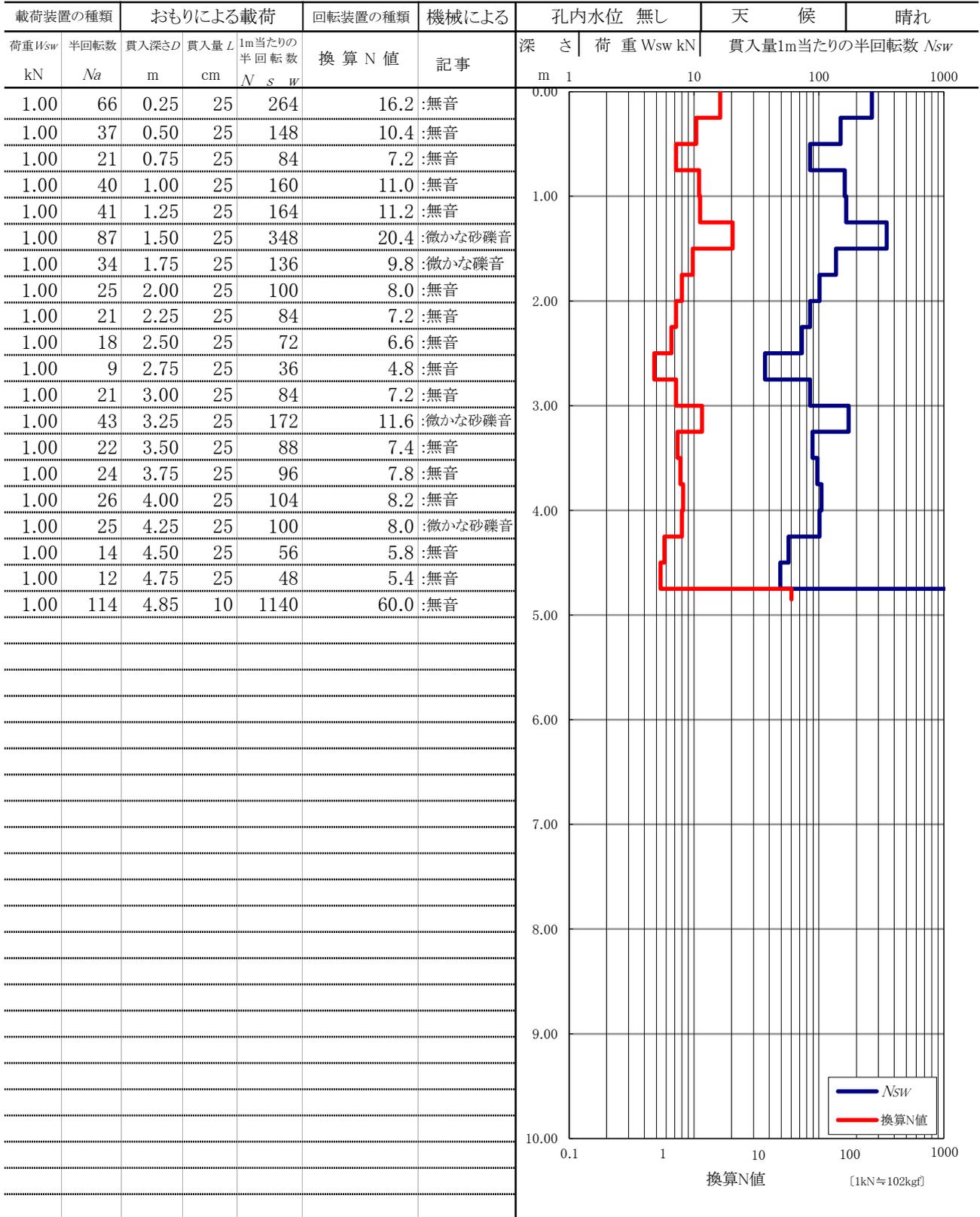
試験年月日

令和6年8月27日

地点番号 (地盤高) SW-3(KBM+0.08m)

試験者

新山 裕一



特記事項  
N値換算式

砂質土:  $N=0.002 \times W_{sw}(N)+0.067 \times N_{sw}(\text{回}/\text{m})$

粘性土:  $N=0.003 \times W_{sw}(N)+0.050 \times N_{sw}(\text{回}/\text{m})$  (稲田の式より)

調査件名 女川町有地地盤調査

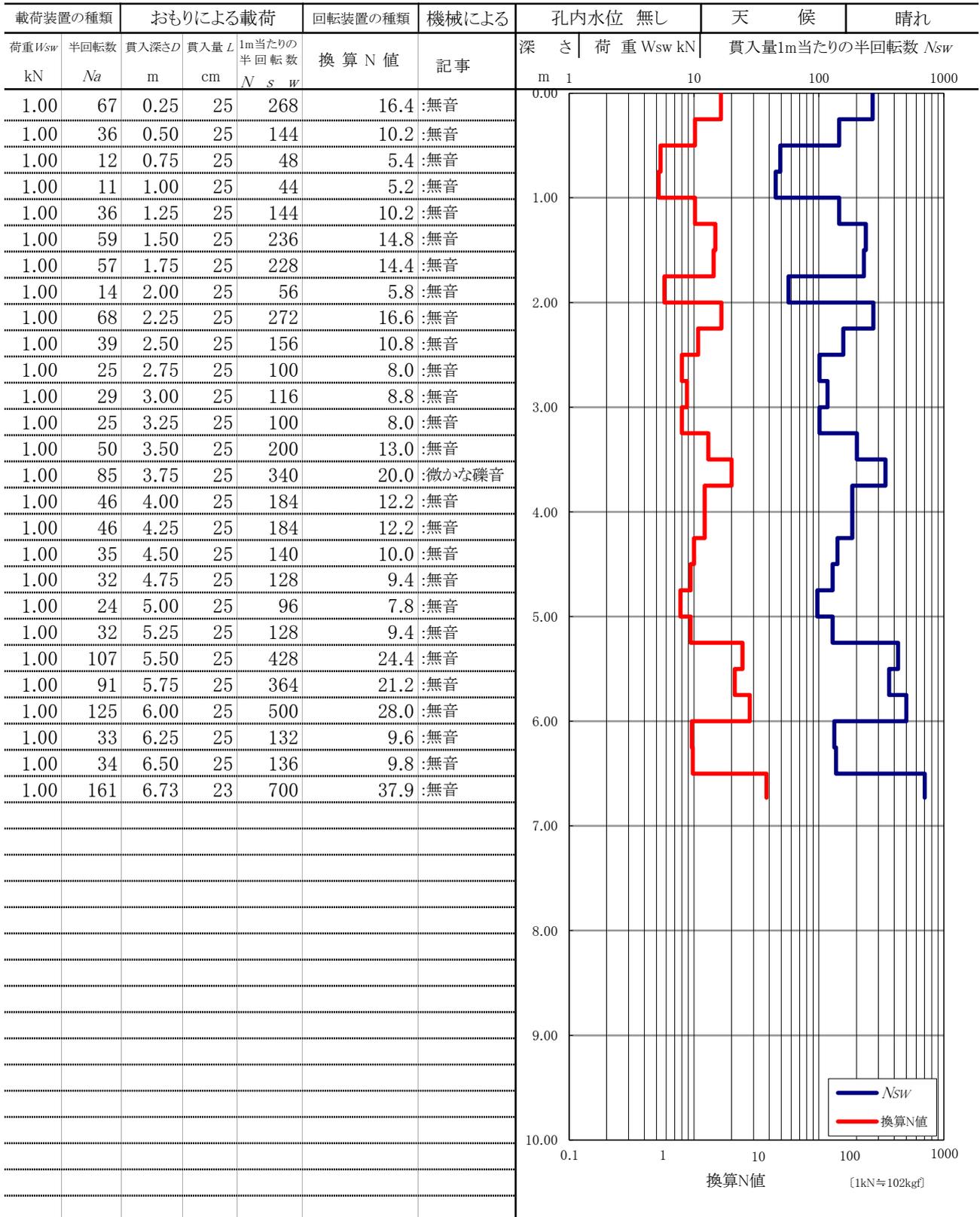
試験年月日

令和6年8月27日

地点番号 (地盤高) SW-4(KBM+0.70m)

試験者

新山 裕一



特記事項  
N値換算式

砂質土:  $N=0.002 \times W_{sw}(N)+0.067 \times N_{sw}(\text{回}/\text{m})$

粘性土:  $N=0.003 \times W_{sw}(N)+0.050 \times N_{sw}(\text{回}/\text{m})$  (稲田の式より)

調査件名 女川町有地地盤調査

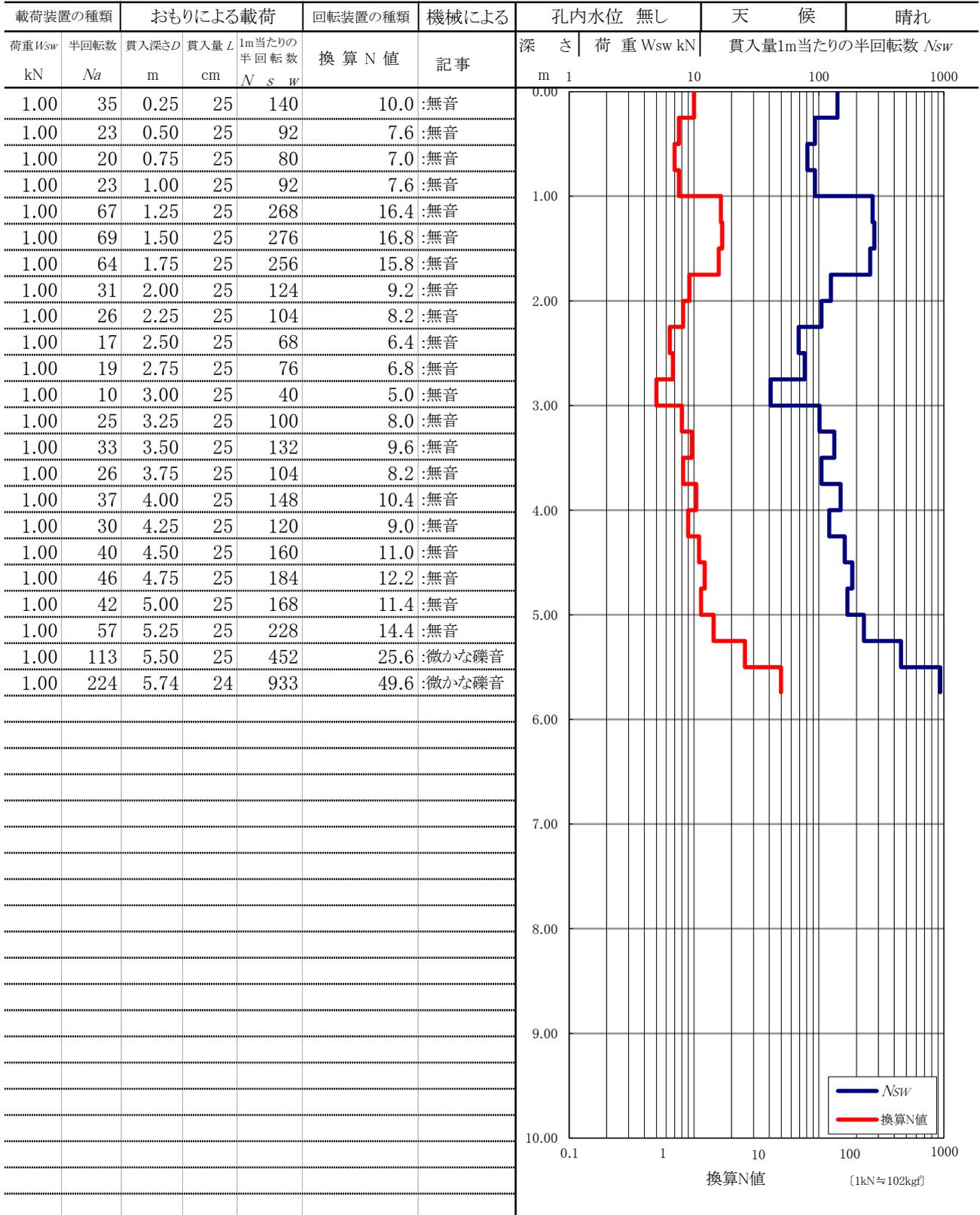
試験年月日

令和6年8月27日

地点番号 (地盤高) SW-5(KBM+0.23m)

試験者

新山 裕一



特記事項  
N値換算式

砂質土:  $N = 0.002 \times W_{sw}(N) + 0.067 \times N_{sw}(\text{回/m})$

粘性土:  $N = 0.003 \times W_{sw}(N) + 0.050 \times N_{sw}(\text{回/m})$  (稲田の式より)

現場記錄写真

---



KBM±0(測量鋺天端)



KBM±0(測量鋺天端)

余 白

余白

余 白

余白



試験前



全景



試験状況



残尺 0.15m



検尺 5.30m

余 白

余白



試験後

余 白

余白



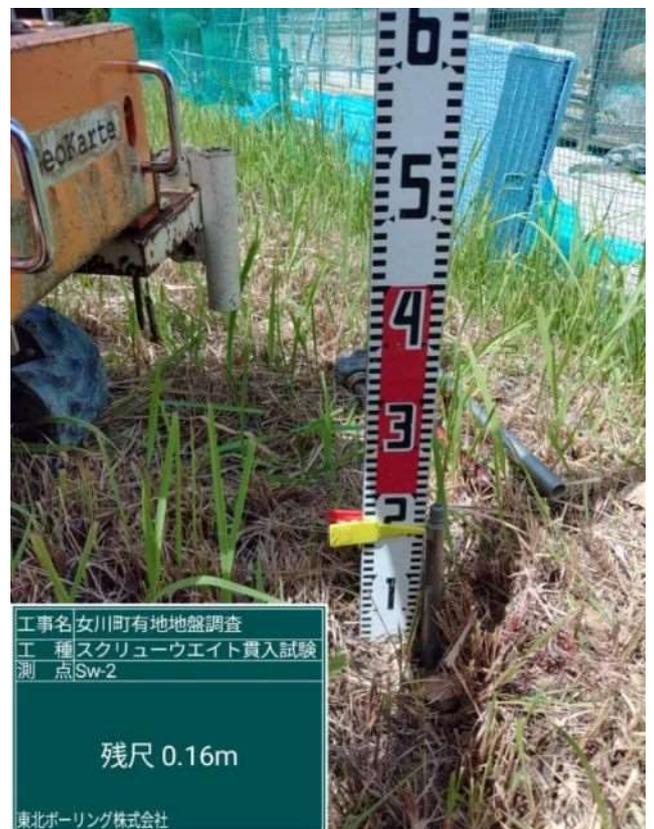
試験前



全景



試験状況



残尺 0.16m



検尺 6.04m



試験後

余 白

余 白

余白

余白



試験前



全景



試験状況



残尺 0.60m



検尺 4.85m



試験後

余 白

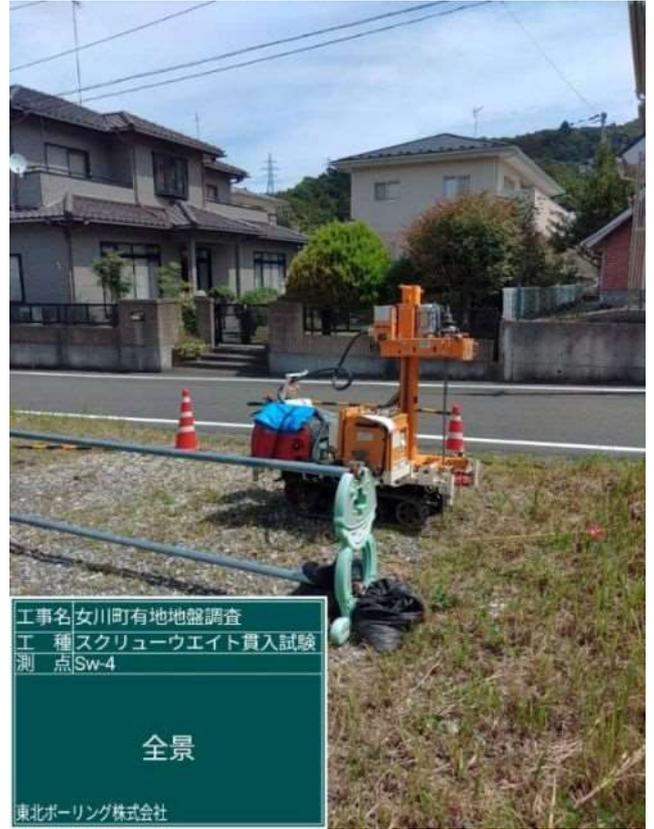
余白

余 白

余白



試験前



全景



試験状況



残尺 0.22m



検尺 6.73m



試験後

余 白

余 白

余白

余白



試験前



全景



試験状況



残尺 0.46m



検尺 5.74m



試験後

余 白

余白

余 白

余白